

社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

第4次地域福祉活動計画 (改訂版)

だれもが夢を持ち、
みんなで支え合う福祉のまち

令和7年(2025年)3月

社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会

だれもが夢を持ち、みんなで支え合う福祉のまちへ

本会では、令和3年(2021年)9月に、「だれもが夢を持ち、みんなで支え合う福祉のまち」の実現を基本理念に掲げ、「第4次八尾市社会福祉協議会 地域福祉活動計画」を策定し、3年が経過しました。策定時は、新型コロナウイルスの影響で、人と人との交流が制限され、地域福祉活動の中止も余儀なくされた状況でした。また、計画策定においても、会議や打ち合わせが十分にできず、地域や関係団体の皆さまが一堂に会して議論する場も設けることができませんでした。



今回の見直しでは、地域の皆様のお声を聞くことを大切に取り組みました。「地区福祉委員会ヒアリング」、「福祉分野で活動する各関係機関・団体(12団体)からの団体ヒアリング」では、活動上の困りごとや地域の課題、各団体との連携の状況など、今後の地域福祉の推進に関する意見を把握することを目的にヒアリングを実施しました。「モデル地区ワークショップ」では、地域での住民福祉活動や地域でのくらしの課題、福祉に関する施策等について、地域の皆様と一緒に考え、地域の未来の姿を議論してきました。

計画見直しの取り組みに際して、地域の声を直接お聞きし、地域福祉の現状や課題について議論できたこと、また、多くの方へ活動計画についてお伝えできたことは、今後の地域福祉を進めていくうえで極めて貴重であり大切な取り組みと考えております。

そして、地域や関係者の皆様から頂いた声をもとに、6つの重点項目「①重層的支援体制整備事業の推進」「②コロナ後の生活支援体制の強化と地域福祉活動の再開」「③八尾市見守り推進事業(モデル事業)の効果、検証」「④住居確保要配慮者支援」「⑤地域福祉活動の担い手づくり」「⑥活動指標の修正」として計画に反映させました。

今後も、だれもが夢を持ち、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせること、すなわち「地域共生社会」の実現を目指し、八尾市をはじめとする各関係機関や社会福祉法人、地域の各団体・当事者組織などとの連携・協働を進め、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

最後に、本計画策定にあたりまして、ヒアリングやワークショップ、アンケート等にご協力賜りました各関係機関・団体の皆さま、また上野山委員長をはじめ策定委員の皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人八尾市社会福祉協議会 会長

角田 禮子

地域福祉活動計画の見直しに寄せて

「だれもが夢を持ち、みんなで支え合う福祉のまちの実現」を基本目標として掲げる第4次八尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画は、いわゆる「コロナ禍」に策定されました。計画策定に向けた委員会も新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、対面での委員会開催が困難となり、書面審議による直接対話ができない中での計画策定となりましたことを昨日のことにように覚えています。そして当然のことながら、人と人とが交流し、対話することからはじまる地域活動も中止、延期を余儀なくされ、みなさまも活動できない歯がゆさ、辛さを強く感じられたことと思います。またそのなかで、社会とのつながりが弱まり、地域が抱える課題、地域における「生きづらさ」も多様化、複雑化したことも忘れてはなりません。



時は流れ、ゆるやかに地域活動が再開され、地域にも賑わいと笑顔が戻ってきつつあります。この時期に地域福祉活動計画の見直しを行うということは、絶好のタイミングといえるかもしれません。制度や地域を取り巻く環境も計画策定時から変化し、なにより、地域活動に対する活力がふたたび高まりをみせるいま、地域活動の「道しるべ」である地域福祉活動計画の内容を見直すことは、だれもが支えあい、役割をもって活躍できる地域共生社会の実現に寄与するものです。

今回の計画見直しでは、地域福祉活動計画策定・推進委員会での審議のみならず、地区福祉委員会でのヒアリング、モデル地区でのワークショップ、地域・福祉関係者等へのアンケート、地域活動に取り組む団体へのヒアリングなど、多様な方法で地域の「生の声」を聴き、それらを踏まえて課題や課題に対する取り組み方を再考しています。地域の「生の声」は、計画内では「計画見直し作業で出された意見など」「浮かび上がった課題など」として整理されていますが、これらの項目は、現在の八尾市において、地域に存在する多様な価値観と境遇に寄り添い、それぞれの地域主体が地域のなかで、なにより、だれと、どうやって取り組むかを考える非常に重要なヒントとなるものです。本計画見直しをぜひ、よりよい八尾市のためにみなさんにできることを考え、そして活動するきっかけとしていただければ幸いです。

地域福祉活動計画策定時にも申し上げたことですが、中間見直しを経た本計画が、八尾市に関わるすべての人に「わたしの地域福祉活動計画」として末永く愛されることを願っています。最後になりましたが、計画策定にご協力いただいたみなさまに、心よりの御礼を申し上げます。

令和7年3月

第4次八尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会委員長

上野山 裕士(摂南大学現代社会学部講師)

目 次

第1章 はじめに.....	2
1. 計画策定の背景・趣旨（中間見直しにあたって）	2
2. 八尾市社会福祉協議会における地域福祉推進の経過とこれから.....	4
3. 計画の位置づけと期間	7
第2章 計画の基本的な考え方	9
1. 計画がめざすもの	9
2. 計画がめざすものの実現に向けて（基本目標）	9
3. 計画の体系.....	12
4. 中間見直しの流れ、取り組み.....	13
5. 計画見直しにおける重点項目	16
第3章 取り組みの展開.....	17
基本目標1 身近な地域でつながり、支え合う仕組みづくりの推進.....	17
1-1 人権と福祉のまちづくりへの意識や関心の啓発・醸成.....	17
1-2 地域力向上に向けた支援	21
1-3 地域における見守り・支え合い.....	25
基本目標2 多様な主体の参加支援と連携の推進.....	29
2-1 幅広い市民の参加促進.....	29
2-2 地域福祉活動の担い手づくり	33
2-3 多様な関係機関・団体との連携.....	37
基本目標3 身近な地域における支援のためのネットワークづくりの推進.....	41
3-1 身近な地域で展開する福祉の取り組み.....	41
3-2 「自分らしく暮らしたい」を支える権利擁護の推進.....	45
3-3 生活困窮者への支援.....	49
3-4 災害時における支援.....	53
3-5 包括的な福祉のネットワークの推進.....	57
第4章 計画の推進、検証・評価.....	60
1. 本会の基盤強化.....	60
2. 計画の推進体制.....	63
資料編.....	64
1. 計画見直しの策定経過	65
2. 八尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会要綱.....	71
3. 八尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会委員名簿	73
4. 用語解説.....	74

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・趣旨（中間見直しにあたって）

はじめに

1. 計画策定の背景・趣旨（中間見直しにあたって）

少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面する中で、地域でのつながりの希薄化をはじめ、ひきこもりや支援拒否などによる社会的な孤立、8050 問題などさまざまな分野の課題が重なり合い、福祉ニーズも複雑化・多様化しており、公的なサービスだけでは対応が難しくなっています。また、これまで地域におけるさまざまな活動や支え合いを担ってきた地区福祉委員会の各構成団体やボランティアをはじめとする地域主体への負担は大きくなり、担い手の確保を含めた地域の福祉活動の継続にも影響を及ぼしています。

また、令和2年から3年余りにわたる新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）の影響は、生計をはじめ、多くの地域活動が停止を余儀なくされました。これに伴い、地域でのつながりのさらなる希薄化や、地域での福祉活動等の担い手の生きがい、活動への意欲の減退なども問題となっており、「新しい生活様式」などを取り入れた地域づくりが重要となっています。

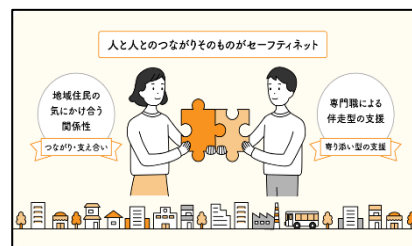
このような中で、本市では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が強く求められています。

このたび、地域福祉活動計画が中間年を迎えることにより、国の動向や本市の現状を踏まえつつ、地域共生社会の実現に向けて、市の地域福祉計画とも整合性を持ち「第4次八尾市地域福祉活動計画（中間見直し）」を行いました

コラム1：地域共生社会とは

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

この地域共生社会を実現するために、「重層的支援体制整備事業」が位置付けられ、本市では、令和5年度より実施しています。



（出典：厚生労働省）

コラム 2：地域福祉とは

「地域福祉」という言葉は平成 12 年（2000 年）の社会福祉法改正で明記され、以後広く使われるようになりました。

これまで単に「福祉」という言葉には、困っている人が対象、「高齢者福祉」「障がい者福祉」「児童福祉」などのように特定の人だけが対象といったイメージがありました。

しかし、人は誰しも加齢や心身の状態の変化などで支援を必要とする状態になる可能性があります。「地域福祉」は、困った人や課題を抱えた人が、法律や制度による福祉サービスを利用するだけでなく、住み慣れた地域の中で、住民同士がお互いに助けたり、助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

キャラクター紹介

【八尾市社協】

ヤッピー



新たな出会いに感謝を抱き、楽しみながら、地域のより良い幸せをめざし、活動している。日々、社協と市の連携にも全力で飛び回っている。

【八尾市】

若ごぼうさん



祖父のひとり暮らしを契機に、福祉活動にいそしむ 32 歳。週末ボランティアを開始。

えだまめさん



八尾市に住んで 50 年あまり。長年、地域の福祉活動にかかわり知る人ぞ知るベテラン！

紅たでさん



八尾市地域共生推進課職員。地域福祉の推進に日々、市役所庁内・庁外をコーディネート。

教授



地域福祉のスペシャリスト。八尾市の地域福祉の推進に貢献。

紅たでさん



私たちがガイドする八尾市の地域福祉計画の改定版はこちら ⇒



市と社協と一緒に
地域福祉を推進するんだね

ヤッピー



2. 八尾市社会福祉協議会における地域福祉推進の経過とこれから

■地区福祉委員会の設置

本会は昭和 26 年に設立され、令和 3 年度に 70 周年を迎えました。

この間、昭和 34 年から概ね小学校区単位で福祉活動を展開する地区福祉委員会の設置を進め、平成 21 年に 32 地区福祉委員会の設置をもって市内全域をカバーする仕組みが整いました。

■小地域ネットワーク活動の展開

昭和 58 年に長池地区福祉委員会で一人暮らし高齢者に対する「ふれあい型給食サービス」がスタートし、その後多くの地区福祉委員会で同様の活動が始まり平成 2 年には、一人暮らし高齢者などへの見守り活動も地域の中から自発的に始まりました。

このような活動がベースとなり、平成 10 年には大阪府下において小地域ネットワーク活動補助金制度が始まり、本会は小地域ネットワーク活動を各地区福祉委員会に働きかけ、現在、市内全域で実施しています。小地域ネットワーク活動では、見守りや声かけなどの個別援助活動と給食・食事会・いきいきサロン・ふれあい喫茶・子育てサロンなどのグループ援助活動の 2 つを大きな柱として一人暮らし高齢者などを見守りを行うとともに、世代間交流などを展開しています。

■第 1 次地域福祉活動計画（平成 16 年度～平成 20 年度）

平成 16 年 3 月に、地域福祉の概念に基づく初めての計画である「第 1 次地域福祉活動計画」を策定しました。地域福祉活動計画とは、地域福祉を推進するための目標や手法をできるかぎり具体的に整理するものです。

この計画では、「だれもが“夢”をもち 主役となることのできる“まち”づくり」を基本理念に、「住民が主役・住民が創る福祉」を地域福祉の推進力として地域の福祉コミュニティづくりに向け、コミュニティワーク機能の強化に取り組みました。

■第 2 次地域福祉活動計画（平成 21 年度～平成 24 年度）

前計画を引き継ぐ形で、平成 21 年に「だれもが“夢”をもち 共に創る福祉のまちづくり」を基本理念とする第 2 次地域福祉活動計画を策定しました。

第 2 次計画では、地域福祉を推進するうえで「共に創る」を掲げ、「私」ではなく「私たち」が力を合わせて「福祉のまち」をつくること、また、「自己実現」ではなく「社会の実現」をめざし取り組みました。

■第3次地域福祉活動計画（前期：平成25年度～平成27年度、後期：平成28年度～）

第3次計画は、それまでの基本理念はそのまま引き継ぎながら、従来個別に策定していた地域福祉計画と地域福祉活動計画をまとめ、それぞれの計画を一体的に推進するものとししました。地域福祉計画とは、市全体を取り巻く地域福祉の状況と方向性について行政主体で整理するもので、地域福祉活動計画とともに車の両輪として、地域福祉を推進するための指針となることが期待されています。

また、第3次計画では、基本理念編と実施計画編に分け、基本理念編では、地域福祉を推進するうえでの市民や地域の担い手、社会福祉協議会、市の役割分担を「自助（自分でできること）」「共助（地域が協力して実現していくこと）」「公助（行政が責任を持って推進すること）」に整理しました。

さらに、実施計画編では、「自助」「共助」「公助」の具体的な取り組みを記載したうえで、それぞれが役割を果たしながら、連携・協力して地域福祉を推進してきました。

■第4次地域福祉活動計画ー地域共生社会の実現に向けてー

（令和3年度～令和10年度 令和7年3月中間見直し）

従来の福祉サービスは、高齢者・障がいのある人・子どもなどといった対象別に行ってききましたが、今日の地域福祉の概念では、対象者を限定せず、地域全体を対象として捉えており、八尾市においてもさまざまな活動を展開してきました。

また、その際、一人ひとりの市民や地域の担い手、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力して推進することをめざして「自助」「共助」「公助」といった役割分担のもと取り組んできました。

特に、本会では、一人ひとりが自立した個人として主体的に関わることで、相互に支え合う地域社会（共助社会）の創出をめざし、「共助」を推進する役割を果たしてきました。

しかし、八尾市においても、深刻かつ複合的な課題や不安を抱える人・世帯、社会的孤立などが顕在化しています。

また、市民一人ひとりの地域や福祉に対する意識を醸成することの難しさもあり、これまでの「自助」「共助」「公助」といった役割分担をさらに推し進め、共助の役割を社会全体で共有し、地域のすべての資源を活用しながら社会全体で支援する地域共生の考え方がより強く求められるようになりました。

このような中、国では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築などの所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（改正社会福祉法）」が令和2年6月に成立しました。

また、同法に基づき、市町村の包括的な支援体制の構築に向けた取り組みとして重層的支援体制整備事業が創設され、それぞれの市町村において「断らない相談支援」、「社会参加のための支援」、「地域づくりに向けた支援」を重点的に推進することが期待されています。

本会では、令和3年3月に策定された「八尾市地域福祉計画」の理念や目標を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、地域住民、関係機関、関係団体など多様な主体とともに地域福祉を推進していくための指針として、第4次地域福祉活動計画を策定しました。

コラム3：ご存知ですか？地区福祉委員会について

地区福祉委員会とは、概ね小学校区を単位に昭和30年代から組織化が始まり、市町村社会福祉協議会の内部組織としてほぼ100%の地域で設置されています。地域ニーズの把握や広報啓発、交流活動、また日常において支援を必要とする人たちに対する見守り活動などの「小地域ネットワーク活動（コラム13掲載）」が行われています。

現在、八尾市では32地区福祉委員会が設置されています。地区福祉委員会では、だれでも気軽に参加することが出来るさまざまな活動が行われています。



えだまめさん



各地区の実情に合わせ、地区福祉委員会が主体となって創意工夫しながら取り組みをしているよ！



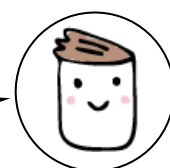
▲世代間交流



▲子育てサロン

僕も週末はボランティアで地域行事のお手伝いをしています！ボランティアをすることで、地域の中でたくさんのつながりができました！

若ごぼうさん



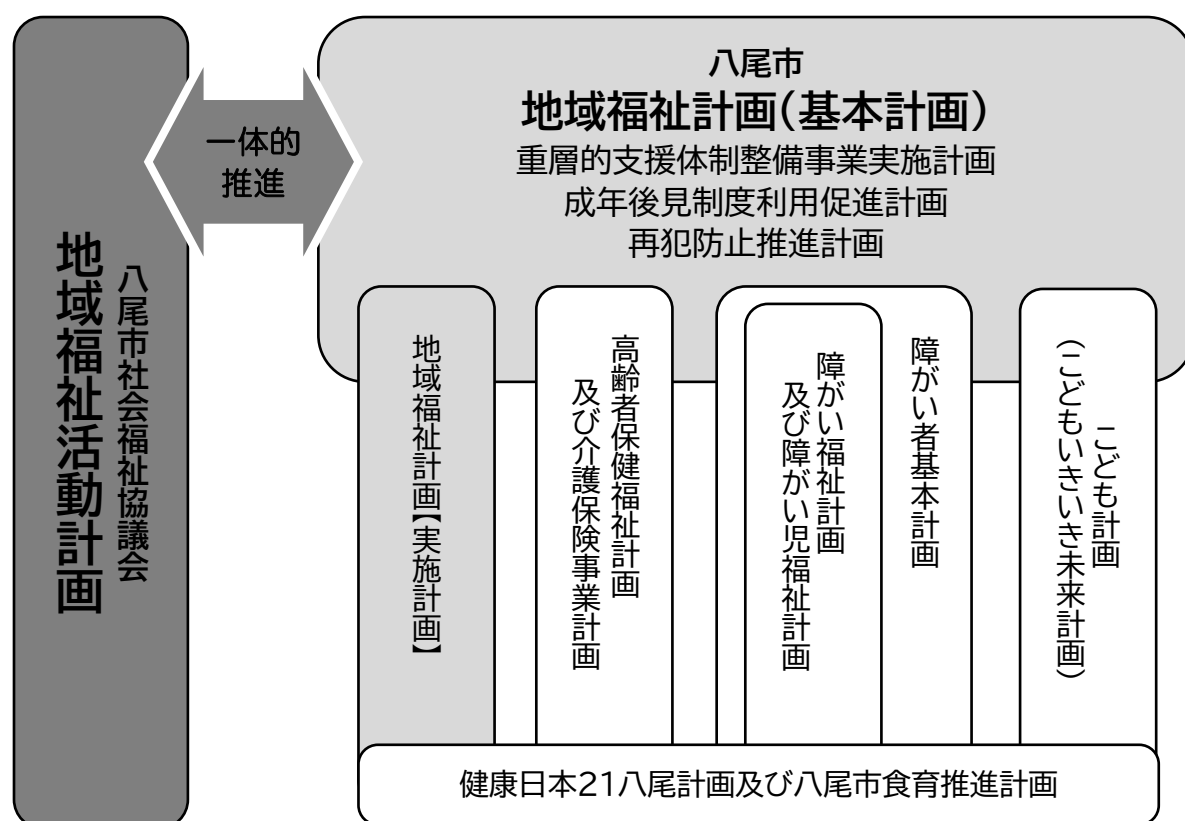
3. 計画の位置づけと期間

1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、地域福祉の推進を目的とする本会の活動計画として位置づけています。

また、市の地域福祉計画の内容を踏まえて策定し、一体的に推進します。

なお、本計画では「持続可能な開発目標 SDGs」の理念を踏まえ、地域福祉を推進します。



これまでの取り組みの評価・検証を行っているんだね。
八尾市の地域福祉計画とともに、いろんな人の意見を反映しながら、
地域共生社会の実現に向けて、取り組んでいるんだなあ。



若ごぼうさん

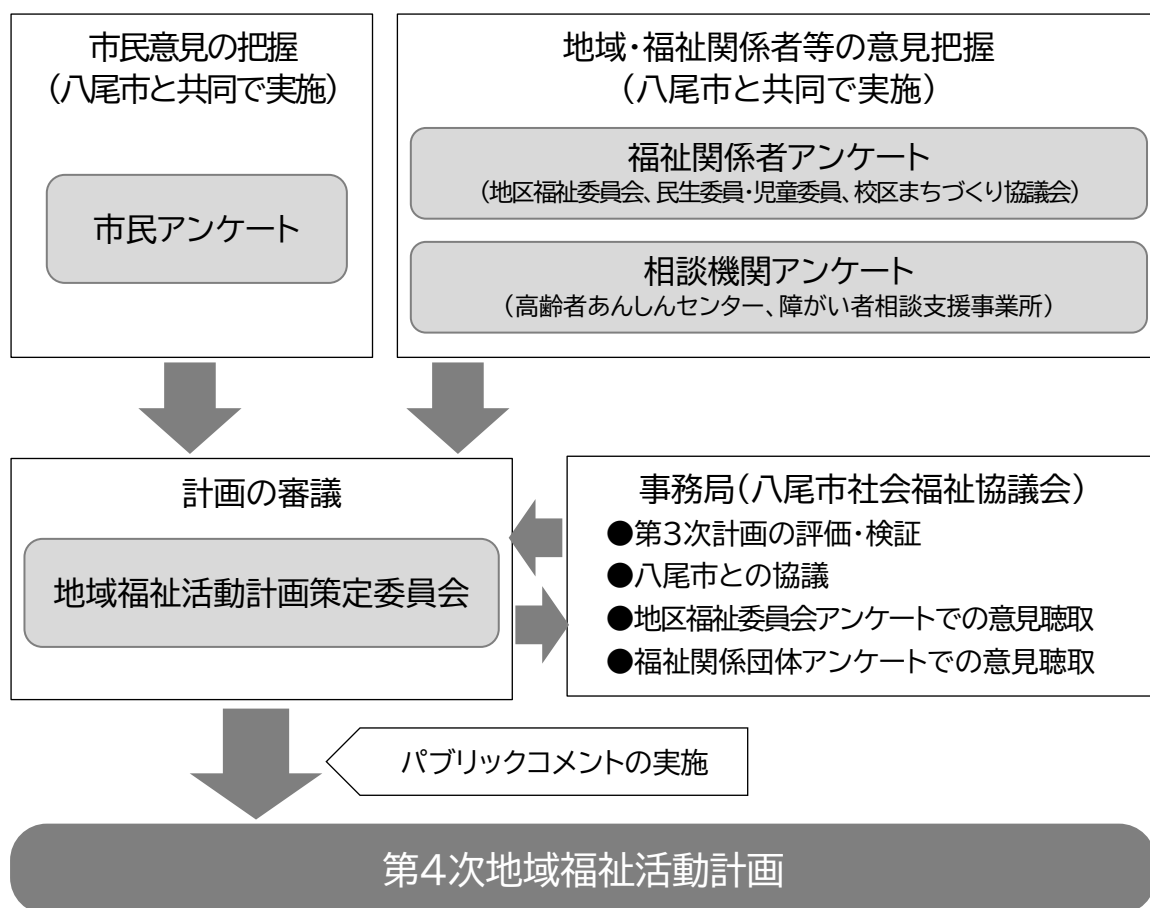
2) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年10月～令和10年度までの8年間とします。

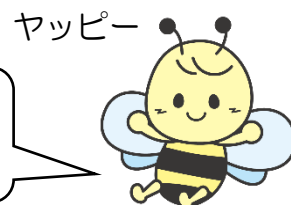
また、計画の中間年（令和6年度）には、計画の進捗状況や社会情勢、地域の状況、法制度等の変化を踏まえ、評価・見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
八尾市社会福祉協議会 地域福祉活動計画		第4次 (中間年に評価・見直し)						
八尾市地域福祉計画		第4次 (中間年に評価・見直し)						

4. 計画策定の流れ



第4次地域福祉活動計画（見直し）では、地域の皆さんの声を沢山反映できるよう、取り組みました！



1. 計画がめざすもの

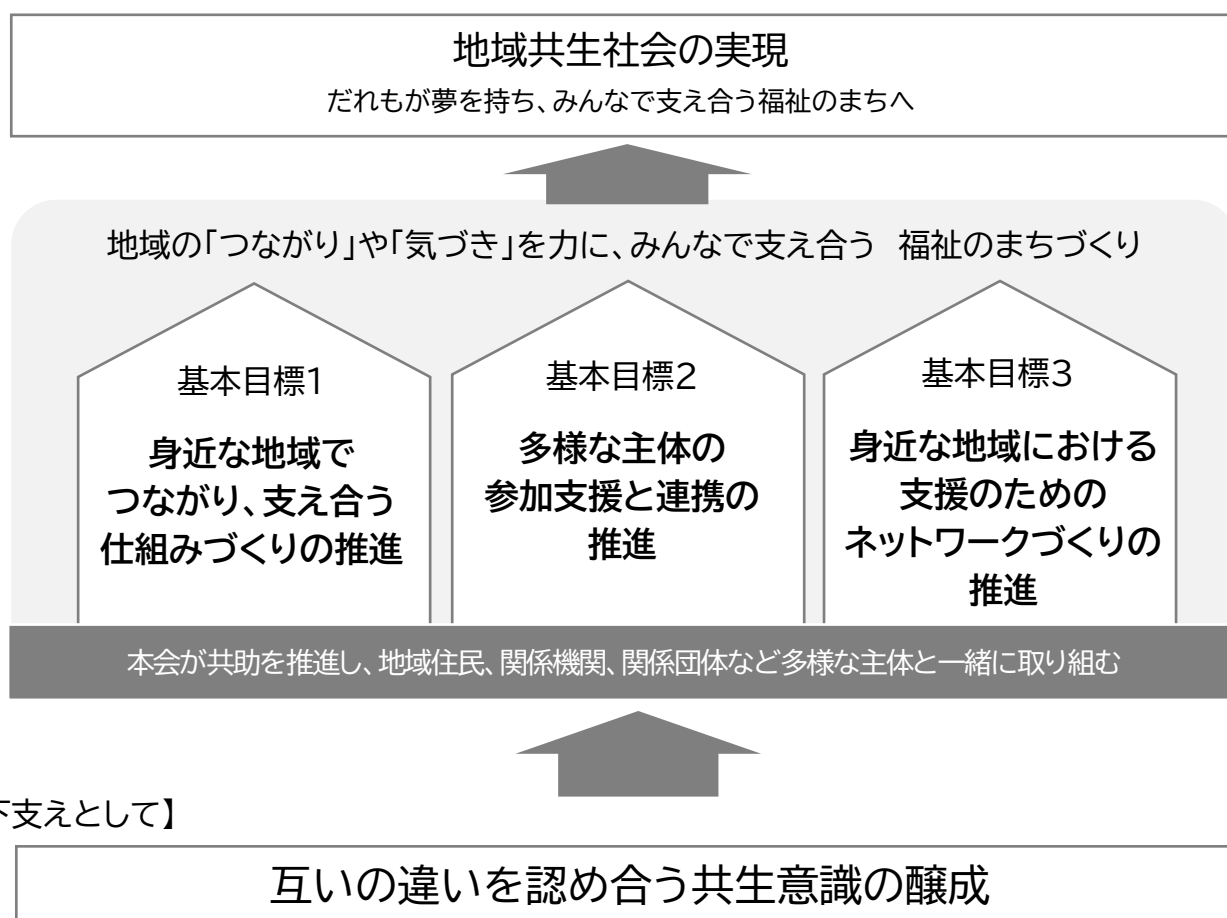
これまでの取り組みを踏まえ、本計画では、誰もが夢を持ち、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせることをめざしています。

そのためには、地域で暮らす生活者の視点で住民一人ひとりが主体となって、考え、話し合い、行動し、地域でつながり、支え合うことが大切となります。また、下支えとして「一人ひとりの人権が尊重され、差別のない社会」の実現が重要となります。

本会では、地域住民、関係機関、関係団体など多様な主体とともに、地域の「つながり」や「気づき」を力に、「みんなで支え合う、福祉のまちづくり」すなわち「地域共生社会」の実現に取り組みます。

2. 計画がめざすものの実現に向けて(基本目標)

本計画がめざす地域共生社会「だれもが夢を持ち、みんなで支え合う福祉のまち」の実現に向けて、3つの基本目標を設定します。



基本目標1 身近な地域でつながり、支え合う仕組みづくりの推進

市民一人ひとりが、人権や福祉、自分の住む地域について知り、自分ごととして理解を深めるとともに、主体的に地域福祉に関わることができるよう、意識、関心の醸成を図ります。

また、地域力の基盤となる地区福祉委員会をはじめとする地域団体等の活動・運営を支援するとともに、地域の「気づく」力、支援に「つなげる」力の向上や、地域住民と専門職・専門機関等の連携を支援することで、地域が一丸となって身近な地域でつながり、支え合う仕組みづくりを進めます。

めざす姿

- 八尾市に関わるすべての人が、互いの違いを認め合う共生意識を持ち、考え、行動できる。
- 市民が自分の住む地域やその地域での活動等に関心・興味を持ち、何らかの地域活動に参画している。
- 地区福祉委員会を中心として、地域福祉活動がさらに活性化している。
- 地域の「気づく」力、「つなげる」力が向上し、地域住民と専門職の連携による見守り活動が広がっている。

基本目標2 多様な主体の参加支援と連携の推進

市民一人ひとりが、自分の暮らし方や地域等への意識・関心に応じて、地域に関わり、地域でつながりが持てるよう、さまざまな機会・場づくりを進めるとともに、地域において「支え手」「受け手」という関係を超え、誰もが活躍できる環境・仕組みづくりに取り組みます。

また、地域福祉に関する既存のネットワークの強化を図る一方で、福祉分野を超えて、地域で活動するさまざまな主体とのつながりを促進し、多様な主体による福祉のまちづくりをめざします。

めざす姿

- 地域での活動に参加する市民、地域での多様なつながりを持つ市民が増えている。
- 地域福祉活動に新たな担い手が参加し、既存の担い手とともに楽しく活動している。
- 地域で多様な主体が、立場や属性を超えて地域の課題を共有し、解決に向けた議論、取り組みを行うことができる場(プラットフォーム)がある。

基本目標3 身近な地域における支援のためのネットワークづくりの推進

地域での困りごとや福祉ニーズなどに対応できるよう、本会ならではのサービス・事業等を展開します。

また、権利擁護や生活困窮者への支援、災害時における要配慮者支援などにおいて、関係機関や団体等のネットワークを活かして、専門機関としての支援を推進します。

さらに、複合的な問題や制度の狭間の問題等については、市・関係機関と連携し、ネットワークを活用しながら課題解決に取り組み、身近な地域での暮らしを支援します。

めざす姿

- 地域での心配ごと・困りごとから福祉ニーズに応じて、きめ細かなサービスや事業などが展開されている。
- 権利擁護や生活困窮者支援に向けて、一人ひとりに寄り添いながら専門機関との連携による支援が展開されている。
- 地域の多様な主体が、平時の関係づくりに取り組み、災害時等の支援体制の強化につながっている。
- 複合的な課題や制度の狭間の問題等について、関係機関や市の関係部署と連携しながら対応できている。
- 地域におけるどんなささいな生きづらさも見逃さない多職種連携による福祉のネットワークが構築され、具体的な活動に取り組んでいる。

3. 計画の体系

本計画がめざす地域共生社会の実現に向けて設定した3つの基本目標を達成するため基本施策を以下に整理します。

計画がめざすもの	基本目標	基本施策
だれもが夢を持ち、みんなで支え合う福祉のまちへ 地域共生社会の実現	1 身近な地域で つながり、支え合う 仕組みづくりの推進	1 人権と福祉のまちづくりへの意識や 関心の啓発・醸成
		2 地域力向上に向けた支援
		3 地域における見守り・支え合い
	2 多様な主体の 参加支援と連携の 推進	1 幅広い市民の参加促進
		2 地域福祉活動の担い手づくり
		3 多様な関係機関・団体との連携
	3 身近な地域における 支援のための ネットワークづくりの 推進	1 身近な地域で展開する福祉の取り組み
		2 「自分らしく暮らしたいを支える」権利擁護の推進
		3 生活困窮者への支援
		4 災害時における支援
		5 包括的な福祉のネットワークの推進

4. 中間見直しの流れ、取り組み

令和3年9月の計画策定後における法令や制度の改変や社会・地域の動向を背景に、「地域共生社会の実現」に向けて、どのような地域福祉施策・活動を展開していくのかを計画策定・進捗委員会で議論を重ねました。八尾市では、令和5年度から「地域共生社会の実現」の実現にむけて「重層的支援体制整備事業」を実施しています。

中間見直しにおいて、重層的支援体制整備事業の理念を踏まえ、地域福祉活動を展開している地区福祉委員会や各団体ヒアリング、モデル地区ワークショップ、市民アンケート調査を実施し、出来るだけ多くの市民の声を計画の見直しに反映しました。

◆中間見直しの背景・要素

- 第4次計画(前期)の評価・検証
- 法改正や制度改正
- 社会や地域の課題・動向
- 重層的支援体制整備事業の実施

◆中間見直しの取り組み

(1)地区福祉委員会ヒアリング(32 地区)

- 組織・活動・財源について
- コロナ禍以降の地域福祉活動について

(2)モデル地区ワークショップ(8地区)

- テーマ「5年後、10年後の〇〇地域を考える」
- 地域の魅力について
- 暮らしの困りごとについて
- こんなことあったらいいな

(3)団体ヒアリング(12 団体)

- 現在の活動について
- 活動上の課題や工夫について
- 今後の取り組みについて

(4)地域・福祉関係者等の意見把握（八尾市と共同で実施）

- ①市民アンケート（3,000 人 無作為抽出）
- ②福祉関係者アンケート（地区福祉委員会、民生委員・児童委員）
- ③相談機関アンケート（高齢者あんしんセンター、障がい者相談支援事業所）

計画の審議

地域福祉活動計画策定・推進委員会

パブリックコメントの実施

第4次地域福祉活動計画見直し

コラム4：地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

（改正社会福祉法）

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講じられました。

コラム5：重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業では、8050 問題・ひきこもり・介護と育児のダブルケア・ヤングケアラーのような複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題等を有する方及びその世帯に対して、支援関係機関や地域住民等の連携により課題の解決に資する支援が包括的に提供されるよう、相談支援体制の充実を図るものです。

さらに、地域社会に参加しながら暮らし続けていけるよう、支援機関と関係団体等が連携して支援し、地域住民相互の交流を行う拠点の創出に取組み、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。（八尾市は令和5年度から）

1. 断らない相談支援とは

既存の相談機関【地域包括支援センター、委託相談支援事業所、社会福祉協議会（生活困窮者自立相談支援事業の各相談窓口）】の機能を最大限に活かしつつ、新たに福祉部門のマネジメント機関を設置し、相談機関の連携をさらに強化して「断らない相談支援体制」を確立させます。また社会や人との関わりを持つことが困難な人など、必要な支援が届きにくい人に対しては、こちらから出向いていくアウトリーチなどを通じた継続的支援を行い、必要な場合は、地域での見守り機能につなぐなど、その人に寄り添った継続的な支援をしていきます。

2. 参加支援とは

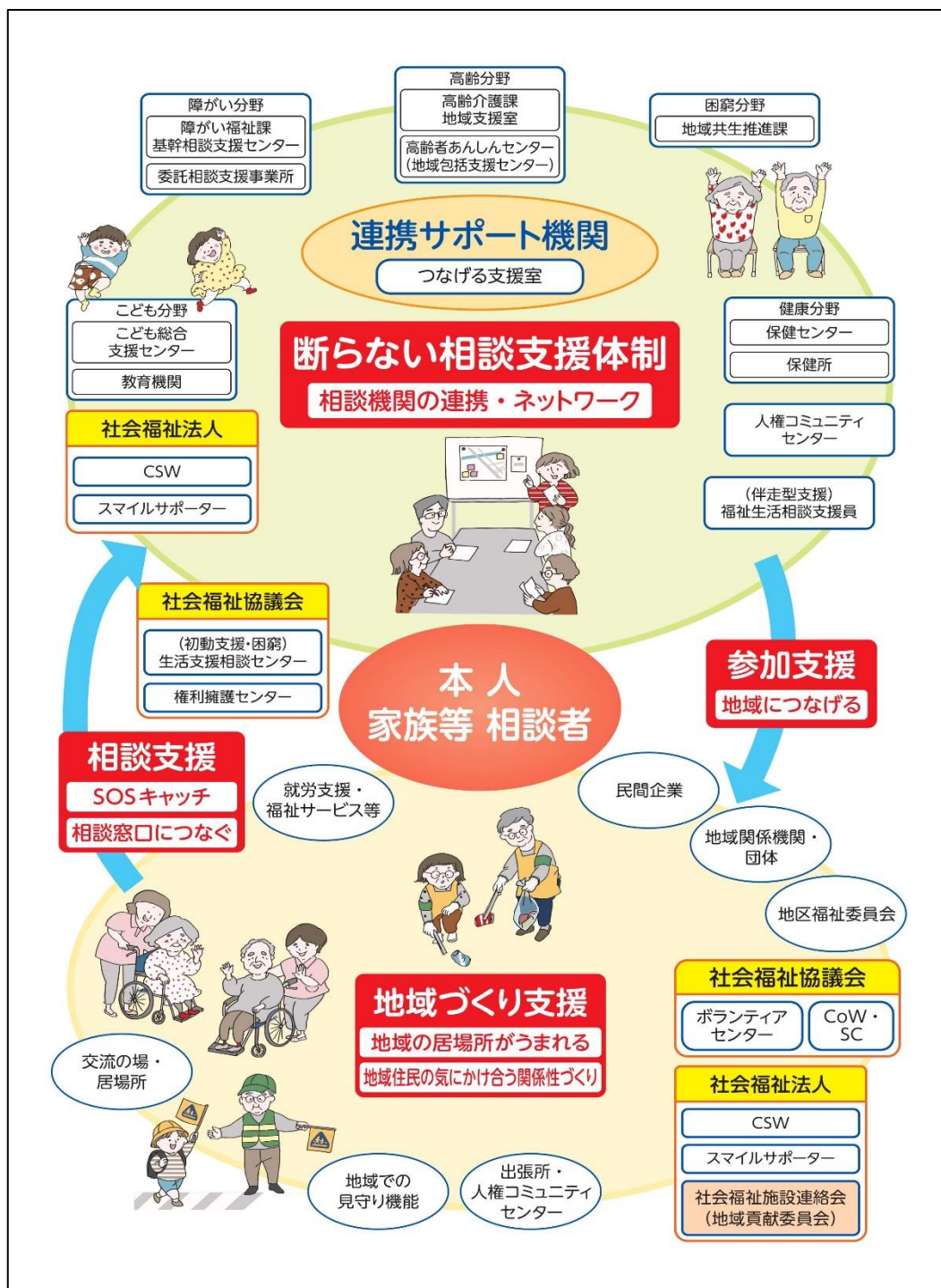
訪問支援などによる継続的な個別相談や見守り支援を通じて関係性を築く中で、地域や社会との関わりに意欲が出てきた人に対して、本人のニーズに合わせた社会参加に向けた支援を行います。そのために、既存の福祉サービスや就労・生産活動の機会等の提供に向けた調整と、地域の関係団体や見守りの場といった地域の社会資源と対象者のつなぎなどを行います。

3. 地域づくりに向けた支援とは

介護、障がい、こども、生活困窮の各分野ですでに実施している地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、いろんな世代や属性の人たちが交流できる場や居場所などの整備を行うための支援をします。さまざまな課題を抱えた人が、課題を抱えていても地域での生活が継続できるように、地域場のづくりや参加する機会を確保する仕組みづくりについて検討し、地域住民が交流できる拠点や居場所の開発を目指します。

八尾市版重層的支援体制イメージ図

八尾市では、地域・関係機関等とともに、断らない相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に実施して、「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまちづくり」を進められています。



紅たでさん



市民の皆さんがどこに相談しても、必要な支援につながるよう、さまざまな関係機関と連携し、断らない相談体制づくりを進めています。

5. 計画見直しにおける重点項目

令和3年10月から令和7年3月までの計画期間（前期）における、地域福祉活動の進捗状況や指標の達成状況を確認しました。

また、地区福祉委員会ヒアリングやモデル地区ワークショップ、団体ヒアリング、市民アンケート調査などで出された意見や声を計画の見直しに反映させるポイントとして、下記のとおり整理しました。



（１）第４次八尾市地域福祉活動計画見直しの重点項目

①重層的支援体制整備事業の推進

- ・複合化・複雑化した支援ニーズへの対応する包括的な体制整備。
「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の構築。

②コロナ後の生活支援体制の強化と地域福祉活動の再開

- ・生活困窮者自立支援制度やコロナ特例貸付フォローアップ支援事業の充実
- ・コロナの経験を踏まえた地域福祉活動の再開（ICTの活用、多職種・多機関連携）
- ・こどもの居場所の充実

③八尾市見守り推進事業（モデル事業）の効果、検証

- ・本人の意思決定の支援や金銭管理を通し、新たな権利擁護支援体制づくりの検討

④住居確保要配慮者支援

- ・八尾市居住支援協議会への参加・協力（社会福祉法人等による居住支援法人や不動産事業者などとの協働）

⑤地域福祉活動の担い手づくり

- ・ボランティア講座の充実（災害ボランティア含む）
- ・民生委員・児童委員の活動しやすい環境整備
- ・こどもの居場所づくりや子ども食堂など多様な団体との連携

⑥活動指標の修正

- ・現計画に記載されている活動指標の見直し・修正

（２）計画見直しで大切にしたいポイント

本計画の中間見直しにおいて、福祉委員会ヒアリング（32地区）やモデル地区ワークショップ（8小学校区）、団体ヒアリング（12団体）を実施し、地域や当事者団体の現状、課題、今後の展望を整理し市民の声を多く取り入れました。今後、地域福祉活動や団体活動を展開していく上で、参考にいただければと思います。

第3章 取り組みの展開

【基本目標1】身近な地域でつながり、支え合う仕組みづくりの推進



1-1. 人権と福祉のまちづくりへの意識や関心の啓発・醸成

市民一人ひとりが安心して暮らしていくためには、自分の住む地域でお互いに人権を尊重し、違いを認め支え合う共生の意識をつくり上げていくことが重要です。

そのため、人権や福祉などの学ぶ機会や情報提供に積極的に取り組みます。

前期の成果

●定期的な研修会の開催

理事・評議員、地区福祉委員長などを対象に人権研修を毎年開催しました。地区福祉委員会では、地域住民の人権意識の向上を図るために、2年計画で人権研修を実施しました。

●障がい者理解の促進

八尾市障害者団体連合会と協力し、車いす介助や視覚障がい者へのガイド等「災害時における障がい者理解・支援講習会」を実施しました。また、ふれあい喫茶サロン等を障がい者作業所と協働し、障がいのある方との交流を推進しました。

●出前講座の実施

社会福祉協議会の事業や取り組みなどを地域住民や関係機関・団体に周知・啓発を目的に開催しました。依頼回数が徐々に増加しました。

●犯罪や非行のない社会をめざす「社会を明るくする運動」では、作文コンテストの実施や学校・こども園向けの啓発活動、市民向けの啓発活動を行います。

■計画見直し作業で出された意見など

■本会機関紙やホームページ・SNS、地域の掲示板や回覧板、人を介した情報提供を通じて、福祉・地域に関することや地域での福祉活動などの情報を、必要な方に届く仕組みづくりに取り組む必要がある。（推進委員会）

■高齢、障がい、児童など様々な相談機関の周知や世代に応じた情報発信の方法を工夫し、幅広く情報を届ける仕組みを構築することが大切。（推進委員会・団体ヒアリング）

■障がい者を取り巻く環境の課題や生活、障がい者の思い等を知ることを通じて障がい者理解を深めていきましょう。地区福祉委員会と連携し、「災害時における障がい者への避難支援の啓発」について、さらに広げていくべき。（推進委員会）

■近所づきあい、地域のつながりが希薄化。「あいさつ程度」の方が増え、「積極的な近所づきあい」をしている方が減っている。（アンケート・ワークショップ）

■市民の福祉・地域等への意識・関心が低下。（アンケート・ワークショップ）

■地域福祉の推進の基盤となる互いの人権を尊重し違いを認め合う共生の意識づくりが必要。

■市民が福祉・地域等を知り、自分事として気づき、学ぶ機会や場の創出・拡充が必要。

■次代を担う子どもたちが地域や福祉について主体的に考える福祉教育的なアプローチが必要。

■対象となる年齢層や世帯属性などに対応した情報提供の仕組みづくりが必要。

■市民が必要とする情報を提供するためには関係機関・団体と協働が必要。



■浮かび上がった課題など



◆広報活動の充実

紙媒体の中心であった「やお社協だより」においては、配布手段の変更や財政的な問題から、全戸配布することができず、特に高齢者など紙媒体から情報収集する世代に、必要な情報が届けられていないという課題がある。広報誌をはじめホームページや SNS、人を介した情報提供の仕組みづくりを行う必要がある。また、「地区福祉委員会だより」など地域団体・当事者組織等の広報活動などを支援することで、身近な地域における情報発信・情報提供の活性化を図る。

◆新型コロナウイルス感染症による地域活動の停滞

長引くコロナ感染症の影響を受け、各地区による運営体制や活動の休止等により、地区福祉委員会だより発行地区数が減少している。

◆障がい者理解のさらなる促進

地域住民や関係機関に対して、多様化している障がい特性の正しい理解促進のため当事者との交流の機会が必要。また、社会福祉法人等とも連携した車イス講習や勉強会の実施、施設見学を行うといった理解促進に努めることが求められている。（団体ヒアリング）障がい者支援啓発事業の開催支援（佐野満男基金事業）において、実施を取り進めているが、開催地区の増加には至っていない。

◆福祉学習・教育の推進

学生などの若年層を対象とした福祉学習・教育の実施。

今後の取り組み



【社協がやっていくこと・社協が皆さんといっしょにやっていきたいこと】

- 地域や職場における人権研修をはじめ、学校での福祉教育や地域での出前講座・研修会などを通じて、次代を担う子どもをはじめあらゆる世代の市民が一人ひとりの人権を尊重し、住民同士の立場や考え方などの違いを認め合う共生意識の気づき、学ぶ場や機会を創出・拡充します。
- 「やお社協だより」「サポートやおボランティアだより」などの機関紙や本会ホームページ・SNSなどの媒体を活用して、福祉・地域に関することや、地域での福祉活動などの情報をわかりやすく発信・提供します。施設連絡会や民生委員児童委員協議会のホームページのリニューアル、本会職員対象に SNS 研修を実施します。
- 「地区福祉委員会だより」などの地域団体・当事者組織等の広報活動などを支援することで、身近な地域における情報発信・情報提供の活性化を図ります。
- 学生などの若年層を対象とした福祉学習・教育を推進します。また、「社会を明るくする運動」等の啓発活動を、更生保護関係団体等と連携しながら取り組みます。



活動指標（取り組みの実施状況をはかる指標）

	R3年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度	R10年度
1. 福祉出前講座や研修会の開催回数※（回）	5	8	15	25
2. 「地区福祉委員会だより」の発行地区数（地区）	21	20	27	32

コラム6：人権研修を通じた障がいのある方への理解を深めるためのさまざまな取り組み

★災害時における障がい者理解・支援講習会

八尾市障害者団体連合会と協力し、車椅子の介助や視覚障がい者へのガイドの仕方を学びます。



★障がい者ふれあい交流会

地域の喫茶やサロンで障がい者がホスト役を担います。

地域の喫茶やサロンでの障がいのある方との交流を通じて、障がい者福祉を推進しています。



コラム7：地域のことがまるわかり！～「地区福祉委員会だより」～

地域の情報発信源の1つとして、各地区福祉委員会が独自に「地区福祉委員会だより」を発行しています。

地区福祉委員会だよりでは、食事会やいきいきサロン、ふれあい喫茶型サロン、世代間交流など各地区福祉委員会の活動を中心に、さまざまな地域活動が掲載されています。

地区福祉委員会だよりを通じ、地域行事やイベントなどへの参加推進や、地域福祉に関する理解促進や、ボランティアの方の福祉活動支援に取り組まれています。



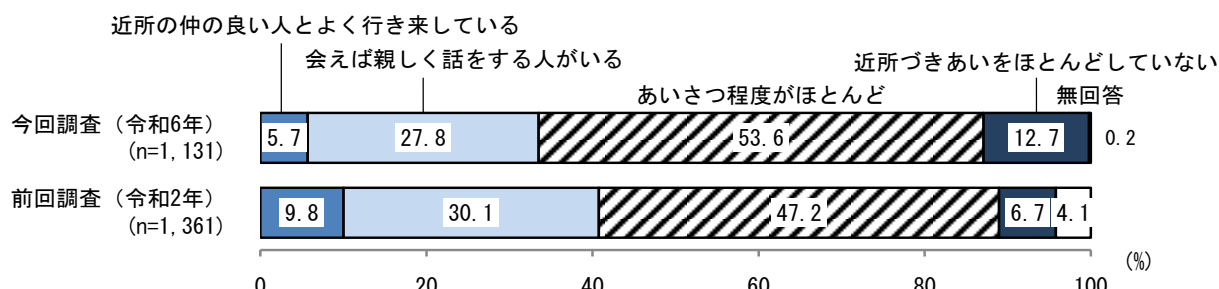
「つながり」って
大切だね！

ヤッピー



コラム8：近所づきあいの程度について【市民アンケート調査より】

「あいさつ程度がほとんど」が53.6%と最も多く、「近所の仲の良い人とよく行き来している」、「会えば親しく話をする人がいる」といった、積極的な近所づきあいをしている人の割合は、前回調査に比べて減少しています。



■「あいさつ程度がほとんど」と回答している人が53.6%と半数を占めており、「近所の仲の良い人とよく行き来している」、「会えば親しく話をする人がいる」といった、積極的な近所づきあいをしている人は3割強（33.5%）で、令和2年度実施の前回調査に比べて、その割合は減少しています。

■また、コロナ禍を経て、近所づきあいの機会が『減少した』（「以前より大きく減少した」と「以前より少し減少した」の計）と感じている人も2割弱（18.1%）ほどみられます。

コラム9：社会福祉協議会の認知度・地域で情報を得る手段について

【市民アンケート調査より】

社会福祉協議会の認知度では「どれも知らない」が30.2%と最も高く、次に「共同募金運動」が高いです。また、事業対象で最も高かった項目は、20代以下「献血推進運動」、30代「献血推進運動」「やおファミリーサポートセンター」、40代「やおファミリーサポートセンター」、50代以上「共同募金運動」でした。

問19あなたは、次のような地区福祉委員会や社会福祉協議会が行っている地域活動や事業を知っていますか。(MA)																			
調査数	生活支援等の体制整備事業（生活支援コーディネート）	介護予防サポーター事業	シルバーリーダー養成講座	介護相談・介護者のつどい	ボランティアセンター	やおファミリーサポートセンター	生活支援相談センター（生活困窮者自立支援事業）	生活福祉資金貸付	心配ごと相談	日常生活自立支援事業	法人後見受任事業	市民後見人の養成・活動支援事業	社会福祉会館内の老人福祉センター	共同募金運動	献血推進運動	フードバンク	どれも知らない	無回答	
%	100	2.0	6.0	6.1	6.3	7.1	15.5	11.7	4.0	9.0	2.9	2.8	2.0	8.3	26.9	19.5	3.5	30.2	4.4

地域で情報を得る手段では、「市政だより」が63.1%と最も高い割合ですが、20代・30代では「SNSを活用した情報発信」の割合が最も多いです。

問28身近な地域で情報を得るためには、どのようなことをもっと充実すべきだと思いますか。(MA)													
	調査数	町内会の役員からの情報	民生委員・児童委員からの情報	地区福祉委員会からの情報	掲示板やまちかどの掲示板	市行政や関係機関による地域での出前講座（説明会など）	市政だより	市などのパンフレットや冊子	市や社会福祉協議会等のホームページ	のSNS、フェイスブックなどSNSを活用した情報発信	LINEやX（旧Twitter）、インスタグラム、YouTube等	その他	無回答
%	100	17.6	5.4	6.7	43.2	5.5	63.1	24.3	11.6	26.8		2.1	4.0

1-2. 地域力向上に向けた支援

市内には地域力の基盤として、32の地区福祉委員会があります。本会では地区福祉委員会の運営や活動を支援し、その他地域活動に関わる団体や専門機関と連携することで地域共生社会の実現に向けた地域力の向上をめざします。



前期
の
成
果

- コミュニティワーカーは、令和5年度に32地区福祉委員会へのヒアリングを実施し、新型コロナが「第2類」から「第5類」に移行したことを受け活動再開に向けての支援を行いました。
- 生活支援コーディネーターは、コロナ禍で休止していた生活支援体制整備事業における第2層協議体設置（長池地区・八尾第2地区）に向け、地区福祉委員会と協議し、進めていきました。
- コロナ禍においても、感染症防止に配慮しながら工夫を凝らした地域活動を展開しました。
- 地区福祉委員会が実施する行事へ積極的に出向き、地域課題や地区福祉委員会の運営課題の把握に努めました。
- 地区福祉委員会を対象に「広報研修」「衛生研修」「会計研修」「小地域ネットワーク活動リーダー研修」を実施しました。また、給食ボランティア連絡会では、「交流会」「衛生研修会」を実施し、学びや交流の場を設けました。



■計画見直し作業で出された意見など

- コロナの影響により、地域活動や行事が休止したことで、「どちらかというと活発でなくなった」と感じる人が増えた。しかし、コロナが第5類へ移行したことにより、全地区で活動が再開し各地区で工夫しながら取り組みを進めている。（地区福祉委員会ヒアリング・アンケート）
- コロナ禍を経て、地域との関わり・つながりを進めるにあたり、専門職員や活動リーダーなど人材育成・充実が求められている。（アンケート）
- 地区福祉委員会の役員会について、開催の有無や開催タイミングなどが地区によって異なっている。また会議の開催方法はzoomを活用し、情報共有についてはグループLINE等のICTを活用している地区がある。（地区福祉委員会ヒアリング）
- ICTを取り入れたいが年齢層によっては操作方法が難しく活用ができない。（団体ヒアリング）
- 地域での福祉活動を活発化するには、「地域で日頃から住民同士の相互の交流や、つながりを持つように心がける」ことが大事と考える人が多い。（アンケート・ワークショップ）
- 市民への地区福祉委員会活動に関する認知度は十分ではない。
- 「担い手不足」「後継者不足」をどの地域・団体も感じている。
- 既存の活動者の負担感が依然として大きい。
- 地区福祉委員会支援に対する本会職員（地域担当者）への期待が高まる。

■浮かび上がった課題など



◆コミュニティワーカーによる地区福祉委員会支援

コミュニティワーカーは、地区福祉委員会の行事には参加しているが、活動方針などを協議する会議などには参加が少ない状況。

◆地区福祉委員会の運営体制について

活動方針や活動内容、また構成団体の取り組みが共有できていない地区もある。（地区福祉委員会ヒアリング）

役員会や活動の打合せは、日中仕事している方が参加しやすいよう、時間帯や曜日等の工夫が必要。（地区福祉委員会ヒアリング）

◆小地域ネットワーク活動における個別支援活動の推進

地区福祉委員会活動において、住民同士の交流を深める活動（グループ援助活動）は展開しているが、安否確認や声掛け活動などの個別支援活動は今後取り組んでいく必要がある。

◆生活支援体制整備事業における第2層協議体（プラットフォーム）設置

生活支援コーディネーターが実施する第2層協議体設置に向けて、地域への働きかけが少ないことや第2層協議体の趣旨や目的を広く周知できていない。

◆地域の現状について

地域の課題や問題としては、「災害時の要援護者等の支援」、「認知症（疑いを含む）の方の対応」、「高齢者・障がい者虐待（疑いも含む）の対応」などが多くなっている。（アンケート）

今後の取り組み



【社協がやっていくこと・社協が皆さんといっしょにやっていきたいこと】

- コミュニティワーカーや生活支援コーディネーターなどが中心となり、地区福祉委員会の運営・活動に関する現状・課題、ニーズの把握とともに、組織運営や活動などの充実・継続等に向けた細やかな支援に取り組みます。

特に、「人材の確保・育成」「活動の周知」「活動への参加促進」「コロナ後の新たな活動工夫」といった課題に対して、地区福祉委員会活動の支援をはじめ地域の「やってみたい」を応援します。

- コミュニティワーカーや生活支援コーディネーターは地域資源を把握し、資源を活かした地域づくりに向けて協議し、地域の「やってみたい」を応援する場（プラットフォーム）の形成や地域活動の活性化を図ります。

地区福祉委員会は、地域での支え合いの極めて大切な役割を担っています。私も、食事会やサロン等グループ援助活動とともに、個別援助活動を支援していきます！！

ヤッピー



活動指標（取り組みの実施状況をはかる指標）

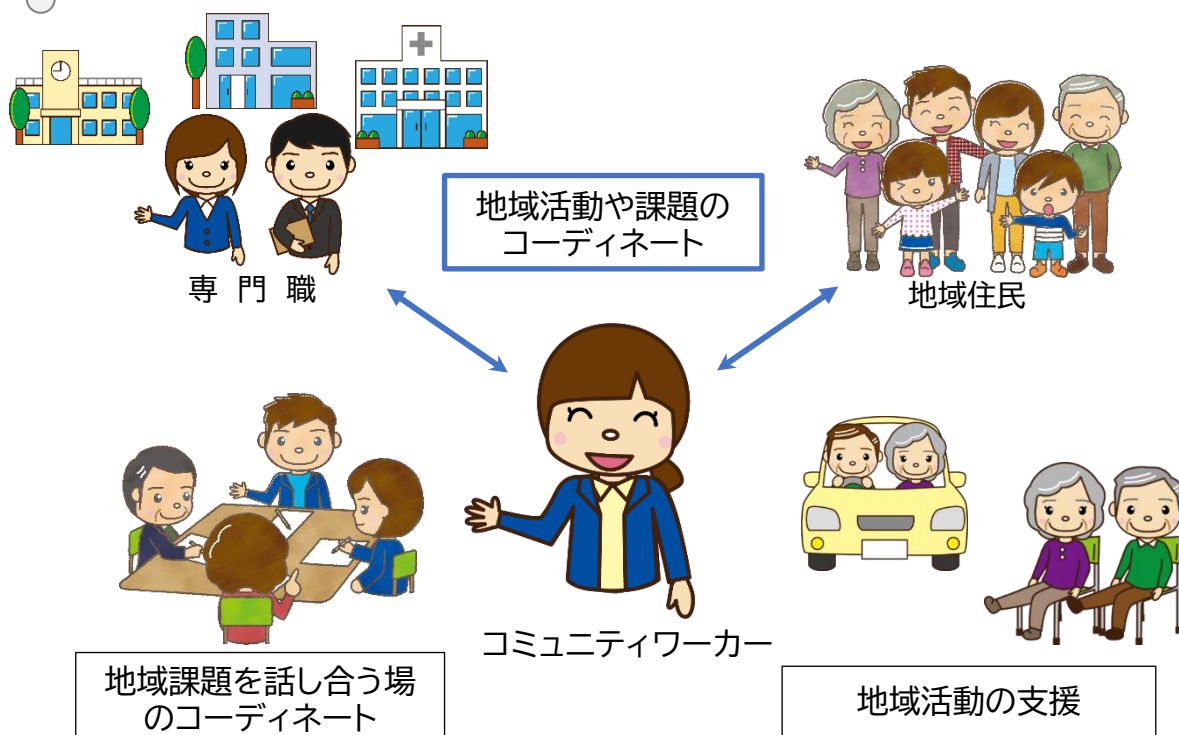
	R3年度 （実績）	R5年度 （実績）	R6年度	R10年度
1. コミュニティワーカーによる地域との 面談、訪問回数（回）	400	558	1,000	1,500

コラム10：コミュニティワーカー（CoW）とは？

コミュニティワーカーは、「小地域ネットワーク活動などの住民による地域福祉活動がより活発になるように側面から支援するとともに、個人への相談対応や必要な支援につなぐ担当者」のことで。

主な役割には、以下のようなものがあります。

- ①小地域ネットワーク活動をはじめとする地域活動の支援
- ②地域の広報活動などの支援
- ③広報紙やブログで地域活動の紹介
- ④地域活動を通じた新たな担い手発掘
- ⑤地区福祉委員長連絡協議会の運営など地域活動のリーダー支援
- ⑥地域の社会資源の把握と地域資源マップの登録
- ⑦地域課題に対する社会資源（多職種）とのコーディネート
- ⑧個人の困りごとなどの相談に関係機関と連携して支援につなげる



コラム11：地域の課題を協議し「やってみたい」を応援する場、

プラットフォームとは？

私たちが考える地域課題を協議し、「やってみたい」を応援する場（プラットフォーム）とは、地域の課題や困りごとについて、みんなで話し合う場です。

課題の解決や解消に向けて、何ができるかを考え、参加できる人を募り、既存の組織の枠にとらわれない、自由な発想で、やりたい人を集め地域の「やってみたい」を応援します。

協議する場（プラットフォーム）については、介護保険制度の生活支援体制整備事業における協議体にも位置づけており、社協のコミュニティワーカーや生活支援コーディネーターが活動を支援します。また、参加者には地域住民だけでなく地域内の事業者や施設など多様な主体が参画する場をめざします。

なお、プラットフォームは本計画では圏域ごとの5か所の目標としますが、小学校区単位の設置を基本に地域の実情に応じて柔軟な設置に努めます。



コラム12 生活支援コーディネーターの取り組み

生活支援コーディネーターは、地域住民の皆さんと一緒に地域課題を協議し、「やってみたい」を応援する場(プラットフォーム)の取り組みを進めています。令和6年度では、八尾第2地区、長池地区でワークショップを開催し、地域住民の皆さんと地域の現状や課題、こんな取り組みをやってみたい等の意見交換を行いました。

【八尾第2地区】

ワークショップから、「高齢者が気軽に集える喫茶」ができればいいなという声から、新たに喫茶活動（ゆるりカフェ）が始まりました。喫茶立ち上げに向けて、地域住民と喫茶の名称や活動内容、役割分担など協議を重ね、高齢者あんしんセンターとも連携を図りながら取り組みを進めました。



▲八尾第2地区 ゆるりカフェ

【長池地区】

コロナ禍以前に進めていた長池地区のワークショップがコロナの影響により取り組みが中止になっていましたが、令和6年度にワークショップをもう一度再開しました。ワークショップを通して、「高齢者の気軽に集える場」「ひとり暮らし男性の居場所」「子どもが遊べる場」など居場所づくりについてや「ゴミ出しや電球の交換」などちょっとした困りごとを抱える等の課題が浮かび上がってきました。



▲長池地区 ワークショップ

1-3. 地域における見守り・支え合い

市内では自治振興委員会や民生委員・児童委員、地区女性会、PTA、子ども会育成会、高齢クラブなどによる子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者などへの見守りや支え合い活動があります。平成10年度からは地区福祉委員会による小地域ネットワーク活動がはじまり、高齢者などの孤立を防ぎ安心して生活できるようにさまざまな事業を実施しています。

一方で人々の暮らしの変化を受け、生活するうえでの課題も多様化しており、これまでの地区福祉委員会による見守り活動に加えて、市民一人ひとりが小さな異変に「気づく」地域の力を向上させ、支援の専門職と連携して「つなげる」先の仕組みづくりに取り組みます。



前期の成果

- コミュニティワーカーとアウトリーチ支援員が連携し、地区福祉委員会における、福祉課題の把握や見守り支援体制の取り組み、個別援助活動を推進しました。
- コミュニティワーカーやアウトリーチ支援員は、地域において個別の暮らしの課題を把握している民生委員児童委員協議会や地区福祉委員会の会議に出向き、制度説明を行うなど連携を図りました。また、サロンや食事会などへ出向き、暮らしの困りごとなど福祉課題の把握に努めました。
- 民生委員児童委員協議会では、65歳以上のひとり暮らし・寝たきり高齢者の友愛訪問活動を実施しています。また、「災害時要配慮者支援事業 わたしの避難計画」の聞き取り調査を実施し、地域の要配慮者の把握に努めました。
- 地区福祉委員長連絡協議会や民生委員児童委員協議会では、スキルアップのための研修や先進地視察などを行いました。



■計画見直し作業で出された意見など

- 近隣で暮らしの困りごとを抱えている人がいたら、「自分ができる範囲で手助けする」、「相談先を紹介する」など、支え合いの気持ちを持っている人は多くみられる。(アンケート)
- 地域で見守り体制を作るために、自治振興委員会、民生委員・児童委員、アウトリーチ支援員やコミュニティワーカー、高齢者あんしんセンター等で集まり、ケース会議を開催している地区もある(地区福祉委員会ヒアリング)。
- 相談機関との連携において、「情報の提供と活用の支援」ができていると感じている福祉関係者が多い。(福祉関係者アンケート)
- 住民が身近に集まれる場としてコミュニティセンターや地区集会所、小学校、公園など様々な拠点で地域活動を行っている。また活動者同士が気軽に集い、話し合える場所にもなっている。(地区福祉委員会ヒアリング)
- ゴミ出し、電球交換、草引きなど日常生活上の困りごとがある。また、移動困難な方の暮らしを支えるために移動スーパーや移動支援の取り組みが必要。(ワークショップ)
- 独居高齢者の孤立、孤独死を防ぐために安否確認の方法や見守り活動の仕組みが必要。(ワークショップ)
- 子どもを地域で見守り、育てる視点をもった活動が大切。(推進委員会)
- 課題・不安を抱える人・世帯が地域で孤立する傾向がある。
- 地域で取り組むべきこととして「独居高齢者などの見守り活動」がトップ。

■浮かび上がった課題など



◆小地域ネットワーク活動における個別支援活動の推進（再掲）

地区福祉委員会活動において、住民同士の交流を深める活動（グループ援助活動）は展開されていますが、安否確認や声掛け活動などの個別支援活動は取り組みが進んでいない。

◆コミュニティワーカーによる地区福祉委員会支援（再掲）

コミュニティワーカーが、地区福祉委員会などの活動方針などを協議する会議などには参加出来ていない。

◆団体間連携について

各委員が持つ個人情報保護への捉え方の違いから、情報開示が難しく、連携の取りづらさを感じている地区や当事者組織が存在するため、団体間同士の連携が必要である。（地区福祉委員会ヒアリング・団体ヒアリング）

◆生活上の困りごとについて

ゴミ出しや、電球の取り換え、草引き、買い物などの日常生活上の困りごとがある。（ワークショップ）

移動困難な方のくらしを支えるために移動スーパーや移動支援の取り組みが必要。（ワークショップ）

自身が日頃の生活で困ったり不安を感じることで、「地震や台風などの自然災害」「自分や家族の健康状態」などが多くなっている。（アンケート）

今後の取り組み



【社協がやっていくこと・社協が皆さんといっしょにやっていきたいこと】

- 課題・不安を抱える人・世帯に対する地域での理解を促進するとともに、身近な地域の変化や、SOSに「気づく」力を向上させるため、市民をはじめ、民生委員・児童委員、地区福祉委員会、ボランティア等に対する研修や啓発などに取り組みます。
- 地域の見守り活動での「気づき」から、課題・不安を抱える人・世帯を相談窓口や専門機関などの支援に「つなぐ」力を向上させるための周知を図ります。
- 小地域ネットワーク活動の個別援助、グループ援助をはじめ、民生委員・児童委員による訪問活動、当事者組織による見守り活動などを支援するとともに、地域団体や関係機関、協力事業者等による全市的な見守り活動を促進し、身近な地域での重層的な見守り・支え合いの実現をめざします。
- ふれあい喫茶型サロンや高齢者ふれあいサロン、福祉作業所と連携したサロンなどの身近な居場所や地区福祉委員会等による交流活動など、「気づき」、「つなげる」支援の場として積極的に活用します。

活動指標（取り組みの実施状況をはかる指標）

	R3年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度	R10年度
1. 個別援助 支援者数（延べ人）	57,139	62,065	63,000	70,000
2. グループ援助 参加者数（延べ人）	10,209	27,209	53,000	55,000

コラム13：小地域ネットワーク活動とは

小地域ネットワーク活動とは、地域で生活する一人暮らし高齢者や障がい（児）者、子育て中の親子等、支援を必要とするすべての人が孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民同士の支え合い・助け合いの活動のことで、**地区福祉委員会**が実施しています。

見守り・声掛けなどの**個別援助活動**と、食事会やふれあい喫茶などの**グループ援助活動**の2つの活動を大きな柱として取り組んでいます。



▲個別援助活動
（見守り、声掛け訪問の様子）

民生委員・児童委員や地区福祉委員会、地域住民が協力して、独居高齢者などの見守り、声掛け訪問を行います。

また、訪問時に、SOSを感じたら、社協や高齢者あんしんセンター、行政へつなぐ活動です。



▲グループ援助活動
（食事会の様子）

地区福祉委員会を中心とする地域ボランティアが、孤立しがちな方へ気軽に外出できる場所を作り、地域内で顔なじみの関係をつくることができるよう、食事会や喫茶型サロンを開催しています。

また、集まる中で、困りごとを抱えている方がいれば、個別支援同様、相談機関へつなぎます。

教授



今回のアンケート調査の結果やモデル地区ワークショップより、地域住民同士のつながりの希薄化の課題が挙がっており、より一層住民同士の助け合い、支え合い活動が必要となっております。

ヤッピー

そのためにも、地域で孤立することがなく安心して暮らしていくことができるように、地域住民の皆さんと一緒にできることを考えていきたいです。

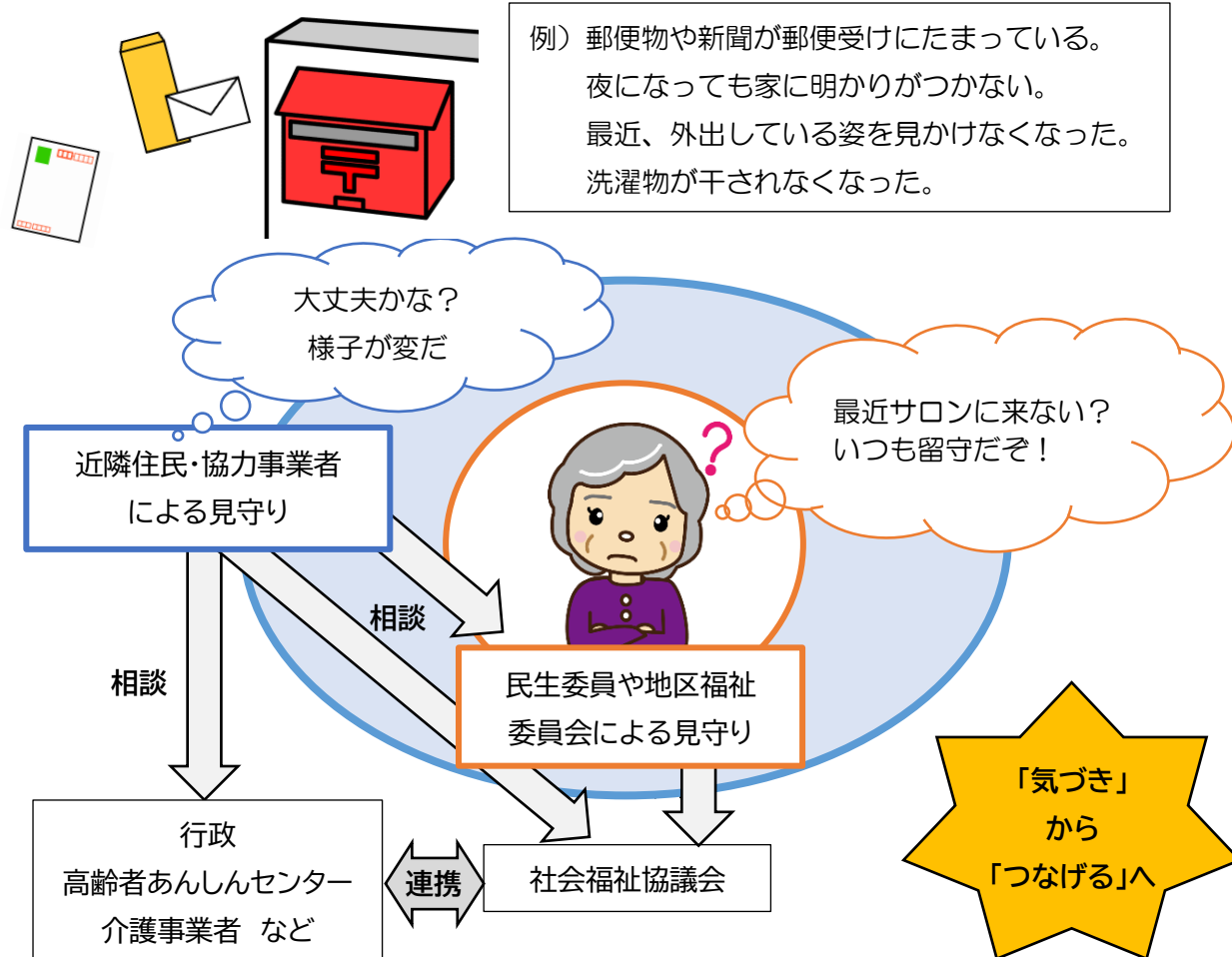




コラム14：見守り活動って？

地区福祉委員会による個別援助活動や民生委員による一人暮らし高齢者への訪問などの見守りや安否確認活動を通じて、把握するだけでなく、日常生活の中で、みなさん一人ひとりがちょっとした変化を「少し気になけ」「つなげる」ことも地域活動の一歩です。

【見守り活動のイメージ】



2. 多様な主体の参加支援と連携の推進



2-1. 幅広い市民の参加促進

社会的孤立を防ぐために始まった小地域ネットワーク活動は、今では地域で暮らすすべての人や団体を対象とした地域共生社会の実現に向けた活動につながっています。

そのため、困りごとを抱えた人への支援だけではなく、市民一人ひとりが、地域での交流・つながりを持ち、地域に関わる「きっかけ」となる多様な機会・場の創出とさらなる充実に取り組みます。

前期の成果

- コロナが「第2類」から「第5類」に移行したことを受け、各地区福祉委員会の活動再開に向けた支援を行い、令和5年度からは全ての地区福祉委員会で活動が再開されました。
- 生活支援コーディネーターは、地域住民がより身近な場所で多くの方が参加できるよう、市内全域の活動等を紹介する地域資源マップを更新しました。
- 地域における子どもの居場所づくりに向けて、子ども食堂や学習支援などを開催している団体や社会福祉法人、市と協働して交流会などを開催しました。
- いちょうの会（ひとり暮らし老人の会）は、令和5年度に設立30周年を迎え、記念式典の実施や記念冊子の作成をしました。また、研修会や交流会を実施しました。
- 八尾市介護者（家族）の会は、定期的に介護の情報共有や学習会実施、先進地区へ視察研修を実施しました。



■計画見直し作業で出された意見など

- 集会所などを活用し、小学校区よりさらに身近な地域でサロン活動を開催し、参加しやすい環境づくりが大切。また、他地区での活動を参考に取り入れるための交流の機会が必要。（推進委員会・ワークショップ・団体ヒアリング）
- 市民が地域に関わる「きっかけ」として、ふれあい喫茶型サロンや高齢者ふれあいサロン、福祉作業所と連携したサロンなどの身近な居場所や地区福祉委員会等による交流活動、子どもと高齢者の世代間交流、イベントなど機会・場をつくることが大切。（団体ヒアリング・ワークショップ）
- コロナ禍を経て「近所づきあいが減少した」方の約半数を、高齢者が占めている。（アンケート）
- 積極的な近所づきあいをしている人は、地域活動に参加したことがある人が多い。（アンケート）
- 町会加入率の低下やコロナ禍を経て、隣近所で交流する機会がなくなりつながりが希薄化している。また転入者や新興住宅に住む住民との関わりも少なく交流の機会をどうつくりたいか課題を感じている。（ワークショップ）
- 市民の約半数以上は、今後、参加者として何らかの地域活動への参加・継続意向を持つ。30代以下の若い世代は地域活動への参加率は低い、今後参加したいと考える人は多い。参加条件では「自分に合った時間と内容の活動であれば参加する」などが多い。（アンケート）
- 地域でのふれあいサロン・喫茶等の活動は広がっており、楽しみにしている市民は多いが、参加者の固定化・高齢化なども進んでいる。

■浮かび上がった課題など



◆地区福祉委員会活動の再開、地域資源マップの更新

コロナ禍以前の活動状況には至っておらず、さらなる地区福祉委員会活動支援を行う必要がある。地域資源マップ掲載内容について、コロナの影響を受け休止していた活動も多く、定期的な更新を行う必要がある。

◆小地域ネットワーク活動における個別支援活動の推進（再掲）

地区福祉委員会活動において、住民同士の交流を深める活動（グループ援助活動）は展開されていますが、安否確認や声掛け活動などの個別支援活動は取り組みが進んでいない現状。

◆コミュニティワーカーによる地区福祉委員会支援（再掲）

コミュニティワーカーが、地区福祉委員会などの活動方針などを協議する会議などには参加出来ていない。

◆地域活動の参加者や当事者組織会員の変化について

コロナ禍を経て、人と接することへの抵抗感や身体能力の低下による移動困難を理由として地域活動や研修会への参加者が減少している。また、当事者組織においては会員が減少している現状がある。（地区福祉委員会ヒアリング・団体ヒアリング）。

◆身近に参加できる場について

- ・子どもや高齢者など多世代が、気軽に集える居場所が少ない。（ワークショップ）
- ・高齢者が活動場所に行けない状況が多くあることから気軽に参加できる場所が必要。（地区福祉委員会ヒアリング）

◆当事者組織の運営について

いちょうの会、八尾市介護者（家族）の会、八尾市障害者団体連合会では、高齢化や就労状況の変化、情報収集の簡略化等により会員の確保につながらず、次期の担い手不足が課題となっている。また、その課題が事業展開にも影響を及ぼしている。（団体ヒアリング）

今後の取り組み



【社協がやっていくこと・社協が皆さんといっしょにやっていきたいこと】

- 市民一人ひとりのライフステージやライフスタイル、福祉や地域などへの意識・関心に応じて、地域に関わることができるよう、既存の地域活動・福祉活動等に関する情報をわかりやすく発信・提供します。また、地区福祉委員会や地域団体等とともに、地域の状況や市民のニーズなどを踏まえ、既存の地域活動・福祉活動の内容の充実を図ります。
- ふれあい喫茶型サロンや高齢者ふれあいサロン、福祉作業所と連携したサロンなどの身近な居場所や地区福祉委員会等による交流活動、子どもと高齢者・障がい者等の世代間交流、イベントなどを、市民が地域に関わる「きっかけ」として積極的に活用します。
- 地域資源の把握に努め、多様な主体が幅広くデータを活用した支援に取り組みます。

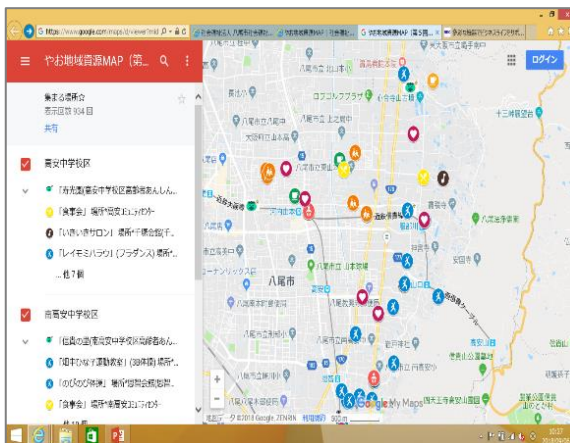
活動指標（取り組みの実施状況をはかる指標）

	R3 年度 (実績)	R5 年度 (実績)	R6 年度	R10 年度
地域資源マップ登録件数（件）	325	300	350	400

コラム 15：地域資源マップ

地域資源を地図に記すことで、情報の集約を行い、八尾市内の地域活動をパソコンやスマホで調べることができます。

八尾社協のホームページから簡単に見ることができ、「Google マップ」と「PDF ファイル」があり、用途に合わせて活用いただけます。



コラム 16：モデル地区ワークショップの開催

本計画の中間見直しに伴い、8地区を対象に地域住民の皆さまの声を直接聞かせていただく、ワークショップを開催しました。テーマは、「5年後、10年後の〇〇地域を考える～地域の強み・魅力、あったらいいなをみんなで話そう～」です。

参加者からは、「住民同士のつながりが強い、団結力がある」「地域住民が気軽に集まることができる居場所が欲しい」「公共交通機関などの移動手段がなく不便に感じる」「地域活動を進めていく中で担い手不足が課題」など各地区で多くの意見が出ました。

ワークショップの意見を本計画に反映するとともに、地域の皆さまの「やってみたい」と思う見守り・支え合いの活動を実現できるよう社協として支援していきます。



▲多くの市民が参加されました



▲ワークショップの様子

コラム 17：当事者団体について

☆八尾市介護者（家族）の会

介護者がより良い介護をするために、「介護者同士の話し合い・励ましあい」「介護技術や情報交換」を行う当事者の会です。定期的な交流会や研修会、役員による介護相談の実施をしております。また、機関紙「やさしい手」の発行を行い、会員の皆様に情報をお届けしています。



▲秋のつどいの様子

☆八尾市いちょうの会

八尾市内のひとり暮らし高齢者が地域で孤立することなく健康で長生きできるようにと、地域の各会会長が結束し、情報交換を行うことを目的に平成5年に発足しました。現在は施設見学会や会長研修会、会員向けの全体研修会などを行っております。また、機関紙「いちょう」を発行しております。



▲八尾市いちょうの会、会長会の様子

☆八尾市障害者団体連合会

八尾市における全障害者・児の福祉や教育向上の為、障害者団体や障害者同士の連帯、施設や制度の充実を図ると共に、市民の理解を深め、「完全参加と平等」社会の実現を目的とし活動しています。

構成団体（設立当時）

- ・八尾市身体障害者福祉会
- ・八尾盲人福祉協会
（現・八尾視覚障がい者福祉協会）
- ・八尾市聾者福祉会
- ・八尾市障害児者問題協議会
（現・八尾市障がい児者問題協議会）
（八尾市肢体不自由児者父母の会、
発達障がいの会・八尾他で構成）



▲広報紙掲載記事

（やお市政だより令和6年12月号）



2-2. 地域福祉活動の担い手づくり

地域に関わるさまざまな担い手の不足が深刻な問題となっており、特に、地域福祉活動の中心になっている地区福祉委員会でも、長年活動に関わっている少数の人に負担が集中しているという課題もあります。

そのため、地域福祉活動者への支援とともに、「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが活躍できる環境・仕組みづくりに取り組みます。



前期の成果	●人材発掘・活動の担い手づくり、社会資源・地域資源の発掘をめざし、「ガイドブックツアーの実施（社会資源の紹介）」「地域デビュー講座（65歳以上の活動の場づくり）」「介護予防サポーター養成講座（介護予防活動の担い手づくり）」を実施しました。
	●生活支援コーディネーターは、コロナ禍で休止していた生活支援体制整備事業における第2層協議体設置（長池地区・八尾第2地区）に向け、地区福祉委員会と協議し、進めていきました。（再掲）ボランティアセンターと連携し、市内のボランティアニーズの把握や関係機関とのネットワークづくりを図りました。
	●ボランティアセンターは、講座の開催や市民参加型フェスタの実施など、ボランティア活動に関する情報発信や交流促進に取り組みました。
	●市が実施する「デジタルサポーター養成事業」へ参加協力し、特技を生かした幅広い人材育成に取り組みました。



■計画見直し作業で出された意見など

- ボランティアグループ同士の連携や、交流の場を設け、育成に取り組みます。（推進委員会）
- 地域には保健師や保育士をしていた人もおり、いろんな専門職がいるので、担い手へとつなげていきたい。（推進委員会）
- 当事者組織への加入が減ってきており、担い手確保に向けた若い世代への声かけが大切だと感じる。（団体ヒアリング）
- 若い世代や子ども、外国人市民が、地域活動へ参加できる仕組みづくりが大切。（推進委員会・ワークショップ）
- 特技等を持つ若者が地域でもっと活躍できる場を設けていくべき。（推進委員会）
- 参加メンバーの得意を活かして、場所確保、イベント企画を役割分担して計画した方がよい。（ワークショップ）
- ジュニアリーダーなど特技を持つ若者や学生ボランティア、PTA、青少年指導員など若い担い手と一緒に活動することによって、次の担い手につなげている。（推進委員会・地区福祉委員会ヒアリング）
- 草刈り、高齢者の話し相手、清掃など学生ボランティアなどの若い人の力を借りたい。（ワークショップ）
- 長期的に役員を担っている方もおられ、各地区での担い手の高齢化が進んでいる。一方で、役職を長く担うことで知恵や経験が増え、新しく運営参加された方へ活動に関する助言や相談ができており、活動環境が整っている。（地区福祉委員会ヒアリング・ワークショップ）
- 企画・運営側として参加意向がない人でも、時間・活動内容が自分にマッチしている、気軽に参加できる雰囲気であれば参加するという人は一定いる。
- 「担い手不足」「後継者不足」をどの地域・団体も感じている。（再掲）
- 既存の活動者の負担感が依然として大きい。（再掲）

■浮かび上がった課題など



- ◆ボランティア活動の機会づくりや魅力ある地域活動メニューづくり
地域の担い手づくりのために開催している各種講座の修了者が次の活動の場につなげることが出来ていない現状。
- ◆生活支援体制整備事業における第2層協議体(プラットフォーム)設置
生活支援コーディネーターが実施する第2層協議体設置に向けて、地域への働きかけが少ないことや第2層協議体の趣旨や目的を広く周知ができていない。(再掲)
- ◆地域福祉活動の担い手不足
長引くコロナ禍により担い手の任期満了や高齢化、自治会加入率の低下などに伴い、慢性的な人材不足という課題がある。(地区福祉委員会ヒアリング・団体ヒアリング・ワークショップ)
- ◆ボランティア登録者数の減少、「ボランティア連絡会」と「やお福祉プラットフォーム」の役割等の整理
ボランティア登録数が減少。また、「ボランティア連絡会」と「やお福祉プラットフォーム」の役割等の整理が必要。また、若い世代の地域活動への参画の働きかけが少ない。
- ◆コロナ禍の影響
コロナ禍の影響による数年のブランクにより、活動ノウハウが分からない方や担い手の交代などが増えている(地区福祉委員会ヒアリング)。
- ◆生活状況の変化
新興住宅などに住む住民との関係性が希薄しており、若手へのアプローチが難しい。(地区福祉委員会ヒアリング・ワークショップ)

今後の取り組み



【社協がやっていくこと・社協が皆さんと一しょにやっていきたいこと】

- 市民一人ひとりのライフステージやライフスタイル、福祉や地域などへの意識・関心に応じて、担い手として地域に関わることができるよう、既存の地域活動・福祉活動等に関する情報をわかりやすく発信・提供します。
- コミュニティワーカーや生活支援コーディネーターは地域の課題や福祉ニーズの把握につとめ、市民がさまざまな活動に担い手として参加しやすいよう、地域住民が自ら課題解決に向けて取り組んでいけるよう支援を行います。
- 地区福祉委員会や地域団体等の人材確保・育成に関する現状・課題、ニーズなどの把握を行い、新たな担い手、とりわけ若い世代が参加しやすい環境づくりをともに進めます。
- ボランティアセンターにおいて、ボランティアのきっかけづくりや人材育成、地域での活動に向けたコーディネートなどの充実を図ります。
- 本会の各種講座の実施を通じて、修了者のボランティア活動を支援します。また、ボランティアグループと地区福祉委員会等との連携を進め、多様な担い手の確保・活動の充実等に取り組みます。
- 学生や若い世代、外国人市民などが地域活動へ参加できる仕組みづくりを検討します。また、各種講座の開催については参加しやすい日時を設定します。

活動指標（取り組みの実施状況をはかる指標）

	R3年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度	R10年度
1. ボランティアセンターにおける 福祉ボランティア登録者数（人）	1,710	1,334	1,900	1,600

コラム18：ボランティアセンターって？

★これからボランティア活動を始めたい人のために「ボランティアお試し講座」と「ボランティア体験プログラム」ボランティアは始めたい人、新しいボランティアに挑戦したい人へお勧め。

一つは、経験豊富なボランティアグループとともに初心者向け講座を企画し開催する「お試し講座」。もう一つは、介護施設や作業所で高齢者や障がい者（児）との交流、献血現場での呼び込みやセンターのボランティアグループに参加するなどの「体験プログラム」。あなたの世界を広げてみませんか。

★ボランティアセンターの機能

- ①相談の窓口：ボランティアを始めたい方、ボランティアを紹介してほしい方のご相談。
- ②講座の開催：ボランティア育成のためにボランティア講座を開催します。
- ③活動の支援：八尾市ボランティア連絡会を支援し、ボランティアグループの会議のための会場、コピー機、パソコンなどを提供しています。
- ④福祉教育推進：児童・生徒への福祉教育や地域での福祉学習を推進します。
- ⑤広報・啓発：「サポートやおボランティアだより」やホームページなどで情報提供。
- ⑥保険の加入：ボランティア保険加入の手続きをいたします。
- ⑦福祉機器貸出：高齢者疑似体験セットや白杖などの福祉教育機器を貸し出します。



▲ふれあいフェスタ



▲タンDEM自転車ボランティア活動



▲精神保健福祉ボランティア講座



▲ボランティア講座

コラム19：ガイドブックツアー

生活支援コーディネーターが作成したガイドブックを元に、何となくは知っているけれど行ったことがない、八尾市内にある集いの場や地域活動、施設へ生活支援コーディネーターと一緒に見学に行くツアーを実施しています。

参加者からは、「新たな発見ができた」「また行ってみたい！」などのお声をいただきました。高齢者の方々が今後、新たに趣味や特技を活かせる場や健康づくりの機会、仲間づくりを後押しできるよう、八尾市の様々な活動の情報をお届けしていきます。



▲ガイドブックツアー



▲施設見学のようす

ヤッピー



地域の中で担い手不足が課題となっており、社協ではさまざまな担い手につながるよう養成講座を実施しています。
地域で活躍できる人材や、何かしたい！と思っている方々の後押しをします。

えだまめさん

パソコン操作が得意など、自分の特技を活かしてできることからボランティア活動を始めてみるのも一つですね。
何かしたい！と思っている住民さんが活動につながったらいいですね。



若ごぼうさん



仕事が休みの週末を活用して、僕もスマートフォンの操作を地域の高齢者に教えるデジタルサポーターとしてのボランティア活動もしています。普段関わらない高齢者の方々と関わることができて嬉しいです！



2-3. 多様な関係機関・団体との連携

市内にはさまざまな地域活動団体や相談機関がありますが、日々の暮らしの中での課題も複合化、多様化しており、それぞれの団体や相談機関の負担も増加しています。

この様な課題解決のために、地域福祉活動の充実に向けて、地域福祉に関連する多様な主体による既存ネットワークの強化とともに、福祉分野にとどまらず、地域で活動する多様な主体とのつながりを促進し、助け合いの輪を広げます。



前期の成果

- コミュニティワーカーとアウトリーチ支援員が連携し、地区福祉委員会における、福祉課題の把握や見守り支援体制の取り組み、個別援助活動を推進しました。（再掲）
- 生活支援コーディネーターは、介護保険制度の生活支援体制整備事業における第2層協議体設置（長池地区・八尾第2地区）に向け、地区福祉委員会と協議し進めてきました。（再掲）また、ボランティアセンターと連携し、市内のボランティアニーズの把握や関係機関とのネットワークづくりを図りました。（再掲）
- 民生委員児童委員協議会では、地区福祉委員会・商店街（ファミリーロード）・大信寺・常光寺・八尾市介護者（家族）の会・高齢者あんしんセンター・市と協働し、「認知症高齢者声掛け体験」研修会を実施。多様な主体性を持つ団体が参加し、活躍できる場づくりへと取り組みました。
- 共同募金運動では、女性団体連合会や自治振興委員会、民生委員児童委員協議会、市内企業、幼稚園小中学校、福祉施設等多くの団体の協力により取り組みました。また、市内企業「不易糊工業(株)」と協働し、「八尾といっしょ。プロジェクト」に取り組み、コラボグッズを制作しました。
- 献血活動では、コロナによる外出自粛期間中も、リノアス献血をはじめ市内で継続した活動を継続しました。



■計画見直し作業で出された意見など

- 地域福祉の充実のために優先的に取り組むべきこととして、市民、福祉関係者、相談支援機関のいずれも、「困ったときに何でも相談できる窓口機能」を挙げている人が最も多い。（アンケート）
- 相談支援機関、福祉関係者の多くが、相談支援体制充実のためには「相談した窓口から、適切な相談機関につなげられる仕組み（連携体制）を充実（強化）する」に取り組むべきと感じている。（アンケート）
- 行政、社会福祉法人、教育機関、地域、社協など多様な機関と連携した取り組みや広報啓発が必要と感じる。（団体ヒアリング）
- 施設連絡会加盟施設同士が横断的な連携を行っていく必要がある。（団体ヒアリング）
- 福祉関係者と、相談機関の連携が「日頃からできている」は3割と十分な連携に至っていない。（再掲）
- 多様な主体との連携に向けて、相談・調整・マッチング等を行うコーディネーター的な役割が必要。

■浮かび上がった課題など



◆生活支援体制整備事業における第2層協議体(プラットフォーム)設置

生活支援コーディネーターが実施する第2層協議体設置に向けて、地域への働きかけが少ないことや第2層協議体の趣旨や目的を広く周知ができていない。(再掲)

◆重層的支援体制整備事業の推進

重層的支援体制整備事業の推進にあたり、権利擁護センターや生活支援相談センターなど個別支援の取り組みを行う部署(断らない相談事業・参加支援)と、地域支援やボランティアセンターについて(地域づくり)との連携が必要。

◆八尾市社会福祉協議会施設連絡会の課題

地域貢献をしたいと考えているが、担い手不足が喫緊の課題となっている。また、施設間で連携しながら地域住民にとって「施設」を身近に感じてもらえるような取り組みが求められている(団体ヒアリング)

今後の取り組み



【社協がやっていくこと】

- 地域の見守り活動での「気づき」や相談窓口等において、多様な関係機関や専門職が連携して支援を行うためのコーディネートに取り組みます。
- 地域内の団体や施設などが地域の情報等を共有する場(プラットフォーム)に、多様な主体が参加できるようコーディネートに取り組みます。
- 本会は、八尾市社会福祉施設連絡会や民生委員児童委員協議会をはじめ関係団体・組織の事務局機能を有していることを踏まえ、多様な関係機関・団体での地域の課題共有とともに、具体的な連携などについてのコーディネート、マッチングに取り組みます。
- 福祉分野にとどまらず、地域においてさまざまな分野で活動する個人や団体・グループ、企業・事業者、NPO等の把握を進めるとともに、地域の課題の共有や活動の連携などに向けたコーディネート、マッチングに取り組みます。

活動指標(取り組みの実施状況をはかる指標)

	R3年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度	R10年度
1. 地域課題に対する多様な主体の連携をコーディネートした件数(件)	5	10	20	30
2. 地域活動や相談事業において関係機関と連携して個別支援を行った件数(件)	5	560	500	800

※上記2「地域活動や相談活動において関係機関と連携して個別支援を行った件数」については、生活困窮者支援等を加えることで件数に差異があったため修正。

コラム 20：多様な関係機関との連携…官民協働の地域献血

地域献血は、地区福祉委員会・各ライオンズクラブ・薬剤師会・自治振興委員会・女性団体連合会など、八尾市内の企業・各協会のご協力の下、八尾市内のあちこちで実施されています。



令和元年からスタートしたリノアス献血は全国的にも大変珍しい商業施設の中での献血です。LINOAS 八尾のご協力（無償提供）により定期献血が実現し、幅広い年齢の方が天候に左右されることなく気軽に利用できるようになりました。



▲リノアス献血オープニングセレモニー

また、「リノアス 2 階で毎月献血を行っている」ことで、定期的に協力して下さる方につながっています。

コラム 21：新たな募金の取り組み ～フエキグッズ募金～

平成 30 年度に、八尾市に本社がある株式会社不易糊工業のご協力の下、企業のイメージキャラクターである「フエキ君」の広告ライセンスを無償提供して頂き、新しい寄附のツールとして『フエキくん募金』を開設いたしました。

＊ボールペン2本セットを500円以上の寄付を頂いた方に謹呈いたしました。



また、地域での行事において、共同募金PRブースを出展し啓発活動を実施しました。地域からは、地元企業の社会貢献活動を知ることとあわせて、赤い羽根共同募金の周知につながったとの声が寄せられました。



▲クイズラリーイベントにて、PRブースを出展

コラム 22：民生委員児童委員協議会（高齢者福祉部会）

「認知症高齢者の声掛け訓練」について

少子高齢化を背景に、認知症高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化など生活課題や地域課題を解決する仕組みが弱くなっています。

高齢者福祉部会では、ファミリロード・城正会商店街を舞台に八尾市認知症地域支援推進員、高齢者あんしんセンター、介護者（家族）の会、警察、市などと協働で「認知症高齢者の声掛け訓練」を実施し、認知症の方への対応や行動などを学習しています。



▲協力店による目撃情報の提供のようす

コラム 23：八尾市社会福祉協議会施設連絡会の紹介

八尾市社会福祉施設連絡会は、社会福祉法人が運営している高齢・児童・障がい分野の施設で構成され、現在、77施設が入会しています。地域の課題やニーズに福祉施設の専門性等を活かして対応できるよう取り組みを進めています。

これまで八尾市社会福祉施設連絡会では、社会福祉法人に期待される地域貢献活動や災害における連携のあり方など研修会を重ねています。



▲災害時における研修



▲事例を通じたグループワーク



3. 身近な地域における支援のためのネットワークづくりの推進

3-1. 身近な地域で展開する福祉の取り組み

私たちが暮らす地域には、生活するうえでさまざまな悩みや心配ごと、困りごとを抱えている人々がいます。

また、地域での子育て支援の充実や高齢者の社会参加の促進といった地域全体の福祉ニーズへの対応も求められています。

そのため、一人ひとりの心配ごとや困りごとをはじめ、地域全体の福祉ニーズに応じて、きめ細かなサービスや事業などを展開します。



前期の成果

- おひさまこども園が地域子育て活動を支援するため、地域などに出向き子育て支援活動のアドバイスを行いました。また、コロナ禍においては、WEB を活用して、子育てに関する情報提供や手遊びの方法などを配信しました。
- コロナの影響で休止していた子育てサロンや「はとぼっぽ」の再開に向けて、感染症対策や再開に向けた準備等の参考に、社会福祉協議会で「赤ちゃん広場（子育てサロン）」を実施しました。
- コロナの影響で中止していた「はとぼっぽ」が、コロナの「第5類」移行を受け、再開する地区が増加しました。また、再開に向けて、おひさまこども園や他地区への視察・見学を実施しました。
- 子どもの居場所づくり支援の一貫で、子ども食堂や学習支援などを開催している団体や社会福祉法人、市と協働して交流会などを開催しました。
- 老人福祉センターでは、コロナ禍によって外出を自粛していた高齢者の参加を促すため、市民向け公開講座を開催しました。また、保健センターとの連携で健康づくり推進のための測定コーナーを開催しました。



■計画見直し作業で出された意見など

- 子ども食堂など子どもの居場所を作り、地域で見守り、育てる仕組みをつくるのが大切。（推進委員会・ワークショップ）
- 子育て世帯に対して、相談窓口の周知や、「ちょっと話を聞いてほしい」と気軽に相談できるつながりづくり、気軽に参加できる場を広めていくべき。（ワークショップ）
- ひとり親家庭や子育て世帯が抱える困りごとを知り、支援する仕組みを進めていきたい。（推進委員会）
- 高齢者の健康寿命延伸やフレイル予防を目的に、外出機会を増やすための行事や交流の場、「また行きたい！」と思える場を増やすことが必要。（推進委員会）
- 子どもや高齢者、障がい者などの福祉分野において、ちょっとした困りごとから、制度やサービスの一層の拡大などさまざまなニーズが顕在化。（団体ヒアリング）
- 相談窓口を知らないことも多く、また、「相談すること」へのハードルの高さがあり、ネット上の不確かな情報を過信してしまうこともある。

■浮かび上がった課題など



◆コロナ禍以降の活動展開

地域における子育てサロン活動の必要性や意味づけを再確認することが必要。また、活動の担い手不足などがある。

◆コロナ禍以前の活動展開を目指して

コロナの影響を受けて活動休止をしていたが、新たな工夫をして活動に取り組む必要がある。

◆子ども支援関連団体とのさらなる連携

子どもの居場所事業や子ども食堂などに取り組んでいる多様な団体と交流会を開催したが、地区福祉委員会活動との連携には至っていない状況。

◆子育て世帯への支援について

安心できる場所の一つとして、相談できる場所や気軽に参加できる居場所が身近に存在することが望まれる。地域の子育て家庭のニーズの把握と適切な支援が必要。また、子育て世帯に対して相談窓口の周知や、相談につなげる仕組みが必要。

今後の取り組み



【社協がやっていくこと・社協が皆さんといっしょにやっていきたいこと】

- 子育ての「援助をしてほしい」と「援助をしたい」をつなぐファミリー・サポート・センター事業を展開します。

「おひさまこども園」の運営をはじめ、地域の子育て支援の拠点として「さんさんひろば」の実施やホームページ活用などを通して在宅子育て家庭の支援に取り組めます。

- 民生委員・児童委員による子育て支援ひろば「はとぽっぽ」などの地域での子育て支援活動の活性化を図ります。
- 老人福祉センターの運営を通じて、高齢者世代の各種相談や生きがいづくり、社会参加などの支援に取り組めます。

活動指標（取り組みの実施状況をはかる指標）

	R3年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度	R10年度
1. 地域子育て支援拠点「さんさんひろば」の利用者数（延べ利用組数）	506	641	1,400	1,700

※WEB交流会は令和5年度から「コロナ感染症」が第5類に移行し、対面型の交流会を主とするため指針から削除しました。



コラム 24：こども食堂「いってらっしゃい！」

（大正北地区：こども食堂「いってらっしゃい」）

令和6年度より、大正北小学校にて、週1回こども食堂「いってらっしゃい」を実施しています。ボランティアグループかもめ会が中心に、朝食を食べていない児童が多いことをきっかけに、小学校と連携しながら活動が始まりました。

メニューは子どもたちのアレルギーを考慮しながら、おにぎり・味噌汁・副菜・デザートを基本としています。八尾市こどもの居場所づくり事業補助金や本会のフードバンク事業等を活用しながら取り組まれています。かもめ会のメンバーが「いってらっしゃい！」と子どもたちを元気に送り出しています。



▲ボランティアによる朝食作り



▲多くの生徒が参加するこども食堂

コラム 25：地域の子育て支援

★地域子育てつながりセンター「さんさんひろば」の紹介

地域子育てつながりセンターさんさんひろばでは、子育て家庭の交流の場の提供や育児の悩み不安の相談に応じたり、子育てに関する情報提供や子育てに役立つイベントを実施したりして、在宅の子育て家庭の支援を行なっています。

「さんさんひろば」の活動内容

- ・就園前の親子の交流の場：年齢別ひろば
- ・子育てに関するサービスやイベントの情報提供
- ・子育てに関する相談
- ・子育てに関するイベントや講演会の開催



▲「さんさんひろば」室内の様子

★子育て支援ひろば「はとぼっぽ」の紹介

八尾市民生委員児童委員が開催している親子（0歳～就学前（児））で一緒に自由に遊びながら、交流できる遊びのひろばです。現在は、8か所で実施しており（令和6年10月現在）、保護者同士の交流につなげることや地域の多くの方達との出会いとふれあいの中で、幼児と保護者の視点から子育ての支援をすることを目的にしています。

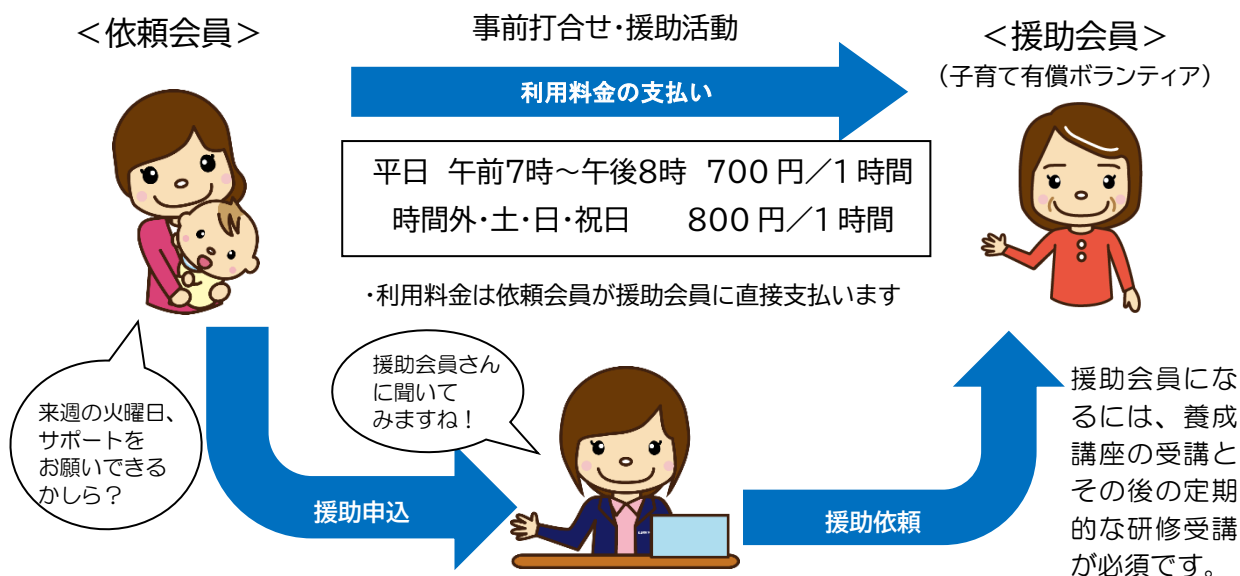


▲「はとぼっぽ」の様子

コラム 26：やおファミリー・サポート・センターとは

やおファミリー・サポート・センターでは、「子育ての援助をしてほしい人」と「子育ての援助をしたい人」を会員として登録してもらい、互いに子育てを支え合う活動をしています。

【みんなで支え合う 地域の子育て】



<アドバイザー(社協スタッフ)>

援助できる内容

- ・こども園や放課後児童室、習い事先への送迎
- ・保護者等の臨時的就労や放課後などの援助会員宅での預かり など

コラム 27：老人福祉センター

老人福祉センターは、市内の高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、高齢者の心身の健康と福祉の増進を図ることを目的とします。市内在住 60 歳以上の方が利用できます。

【同好会活動】舞民踊、詩吟、謡曲、ダンス、カラオケ、バンパー、囲碁、将棋、手芸、書道、茶道、俳句、八老劇団、コーラス、ワナゲ、ダーツ、フラダンス



▲ダーツで健康づくり



▲ワナゲで仲間づくり



▲バンパーで生きがいづくり

3-2. 「自分らしく暮らしたい」を支える権利擁護の推進

認知症や知的・精神障がいなどの理由で、自分で預貯金などの財産管理や介護サービスなどの契約手続きをすることが難しい人や、商品の購入などの契約で正しい判断ができずに悪質商法や詐欺などの消費者被害に遭うおそれがある人の暮らしを支えます。

権利擁護センターでは、日常生活を送るうえでの金銭管理や福祉サービスの利用援助を行います。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として法律や福祉の専門機関と連携しながら、成年後見制度の利用促進をはじめ権利擁護に関する専門職による相談等の支援に取り組みます。



前期の成果

- 認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らせる八尾のまちを目指すため、令和3年度に「八尾市成年後見制度利用促進計画」を地域福祉計画と一体的に策定しました。
- 日常生活自立支援事業については、待機者解消に向け計画を立てて取り組みを行い、必要に応じて成年後見制度などへの適切な制度移行を行いました。
- 本市における権利擁護支援の中核となる機関を市より受託し、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会（以下、三士会）の専門職団体や関係機関が参画する協議会・ワーキング会議を設置し、地域における権利擁護支援ネットワークの構築に向け事業を展開しました。
- 三士会の協力で市民を対象とした「個別相談会」や本人を中心とした「チーム派遣」を新規事業として展開しました。
- 広報・啓発事業に重点を置き、権利擁護センターのホームページやパンフレット、PRカード、支援機関向けのアセスメントシートを作成しました。
- 地域団体や福祉・関係機関又は市民対象とした出前講座を開催しました。
- 市民後見人事業に積極的に取り組み、受任を終了された方に執筆いただき、活動記録集を作成しました。
- 令和4年度より、認知症高齢者の増加などにより権利擁護支援の高まりに対応するため、新たに多様な主体の参画を得ながら、簡易な金銭管理及び地域生活において意思決定を支援する厚生労働省のモデル事業（八尾市見守り推進事業）を受託しました。
- 「意思決定の中心に本人を置く」という共通理解を深めていくため、関係機関を対象に研修会を開催。判断能力が十分でない方の支援における意思決定支援について具体的な流れや手法について学ぶ機会としました。
- 悪質商法や詐欺などの消費者被害を防止するため、各地区福祉委員会や八尾市いちょうの会（八尾市ひとり暮らし老人の会連絡会）では、八尾警察と連携し、詐欺防止の啓発を実施しました。



■計画見直し作業で出された意見など

- 特殊詐欺被害の相談が多く高齢者を狙う被害が増えているため関係機関が協力することが大切。（推進委員会）
- 権利擁護に関する事業・制度・相談窓口の認知度が低い。（特に若年者）
- 福祉関係者は、本会を成年後見制度に関する相談窓口と認知している人が多い。
- 相談機関は、成年後見制度の利用促進のために優先的に取り組む事項として「制度を利用しやすくする」「周知・情報発信の充実」「経済的な負担軽減」「窓口の明確化」を挙げている。
- 認知症高齢者の増加など、判断能力が十分でない人への支援のニーズが高まっている。

■浮かび上がった課題など



◆権利擁護支援のため組織体制強化

日常生活自立支援事業の契約件数の増加や複合した課題を抱える相談増加に伴い、職員のスキルアップ、組織体制の強化が課題。

◆市民後見人活動のさらなる推進

バンク登録者の中で、待機者もいる現状である。また、バンク登録の定年のため、まだまだ意欲のある方も退会しなければならない現状である。活躍の場を広げるための仕組みづくりや広報等をすすめていく。

◆特殊詐欺など防犯活動の推進

特殊詐欺被害の件数が大阪府下でトップクラスとなっており、さらなる啓発が必要。

今後の取り組み



【社協がやっていくこと・社協が皆さんといっしょにやっていきたいこと】

- 認知症になっても障がいがあっても自分らしく暮らせるよう成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業により金銭管理や福祉サービスの利用を援助します。
- 悪質商法や詐欺などの消費者被害を防止するため、日頃から八尾市や警察などの関係機関や八尾市消費問題研究会などの関係団体と連携します。市民の防犯意識を高めるとともに、被害に遭いやすい高齢者などへの情報提供や見守り、支援を行い、暮らしや財産を守る必要なサービスにつなげます。（推進委員会）
- 本会権利擁護センターを中核機関に位置づけ、法律・福祉の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）、医療機関や介護事業所などの関係機関による地域連携ネットワーク（ほっとネット）体制の確立と医療、介護など生活するうえでの支援についてネットワークにて研究・検討します。
- 市民の目線で本人に寄り添い、後見活動を行う「市民後見人」の活動を法律や福祉の専門職団体や本会権利擁護センターがチームになってサポートする体制をつくり、市民後見人バンク登録者や受任者件数を拡大します。
- 他制度からのスムーズな成年後見制度への移行を進めるため、正しい制度理解を深めることが必要です。そのため、社協内部で成年後見制度利用促進にむけての研修会の実施、また日常生活自立支援事業担当職員に向けて勉強会を実施します。
- 地域住民に身近な生活の場で広報活動を行い、より広く地域住民への周知を行います。
- 八尾市見守り推進事業の効果・検証を行い、関係機関へのヒアリングを実施し、今後の展開について市と検討していきます。

活動指標（取り組みの実施状況をはかる指標）

	R3年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度	R10年度
1. 権利擁護に関する相談件数（回）	100	120	150	200
2. 市民後見人養成講座バンク登録者数（人）	31	34	50	60

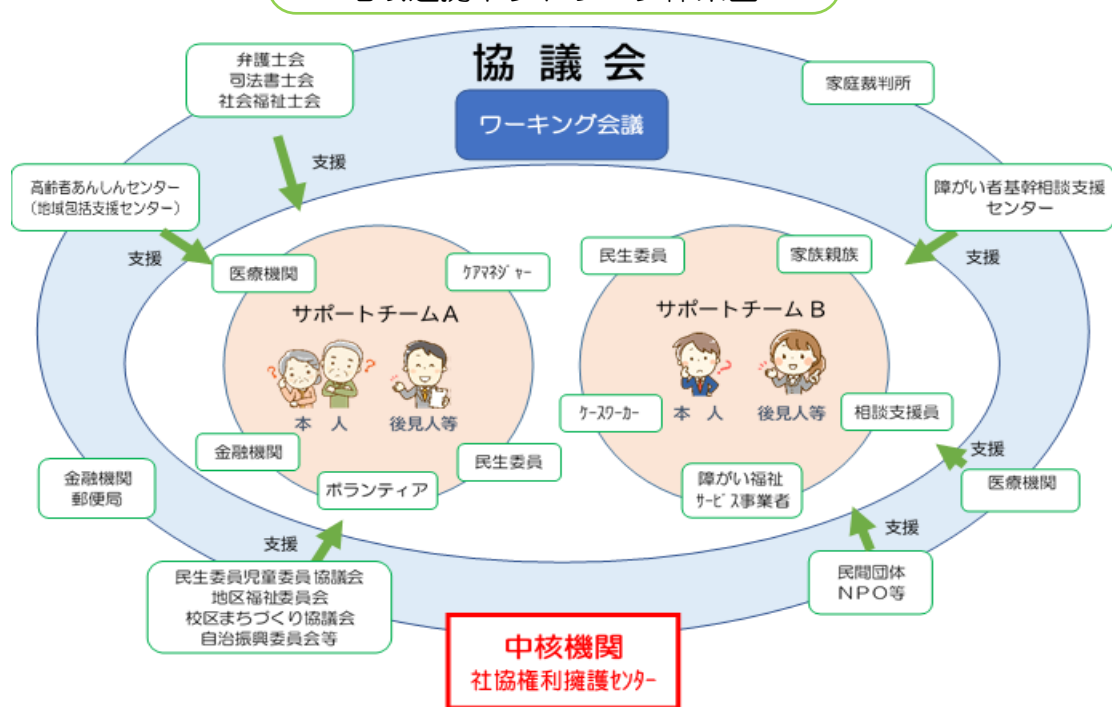
コラム 28：権利擁護センター「ほっとネット」

～「認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らしたい」をお手伝いします～

権利擁護センター「ほっとネット」では、判断能力が十分でない人が安心して暮らせるよう、日常生活自立支援事業や法人後見事業、市民後見人養成事業などの各種事業を総合的に推進し、権利擁護支援に関する地域連携ネットワーク（下図）を構築します。

また、成年後見制度の利用促進を図り、支援を必要とする人が適切に制度を利用できる仕組みづくりを行います。

地域連携ネットワーク体系図



コラム 29：広報について

権利擁護センターや成年後見制度について、広く市民・関係機関に対し、PR ツールを用いて広報活動を行いました。また、身近な場所として、スーパー（株式会社ライフコーポレーション）においても配架いただいております。

市民に向けて分かりやすい広報をめざし、ホームページも作成しました。



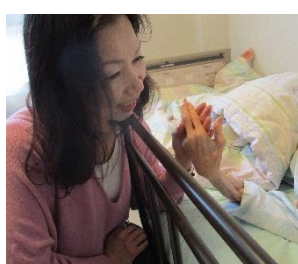
コラム 30：ご存知ですか？市民後見人活動

市民後見人とは、社会貢献への意欲と熱意のある方で、市民後見人養成講座を修了され、家庭裁判所から選任された市民のことです。判断能力が十分でない高齢者や障がい者に代わって、福祉サービスの契約や財産管理などの後見活動を行います。八尾市の市民後見人は、令和6年度のバンク登録者が34人で、大阪府内でも先進的に取り組んでいます。

八尾市では市民後見人活動を広く周知するため、PR バックを作成しバンク登録者に配布しております。デザイン等もバンク登録者と一緒に作成しました。八尾市では、市民後見人として、地域で活躍される方を求めています。



▲市民目線の訪問活動



▲「今日も来たよ」と、
本人によりそった活動



▲PR バック

コラム 31：出前講座の実施

権利擁護に関する周知啓発を行うための相談支援機関や福祉・医療・関係者等の支援機関又は一般市民を対象とした講座や研修会等を開催しました。

ご依頼お待ちしております。



▲出前講座の様子



3-3. 生活困窮者への支援

新型コロナウイルス感染症に伴う「緊急事態宣言」の発出などの経済危機では、安定した雇用制度が揺らぎ、所得の低下による困窮状態に陥る人々が増加しています。また、地域社会における「つながり」の希薄化が進み、社会的孤立や貧困の連鎖といった課題も深刻化しています。

こうした状況の中、平成 25 年度に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、最後のセーフティネットである生活保護制度に至るまでの自立支援機能の充実・強化を図り、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」をめざした生活困窮者への支援を行います。



前期の成果

- 重層的支援体制整備事業の実施に伴い、アウトリーチ支援員を各保健福祉圏域に配置し相談体制を充実し、「断らない相談（相談事業）」と「参加支援」に併せ、地域担当者（コミュニティーワーカー）との連携強化に努めました。
- 社会福祉法人による「緊急レスキュー事業」や社会福祉施設連絡会の「地域貢献事業」、福祉生活相談員とも連携した支援体制を構築しました。
- 地域からの暮らしの相談をキャッチする仕組みをつくるために、地区福祉委員会や民生委員児童委員協議会の行事や会議へ参加しました。
- 自治振興委員会の協力により回覧板などで担当者を広く市民に周知しました。
- 生活困窮と食品ロスを関連付け、「フードバンク事業」を新規に立ち上げ、社会福祉法人、人権協会、(株)ライフコーポレーションや(株)ファミリーマートなどの企業・商店、NPO 法人グッドネーバーズジャパン、大阪経済法科大学ボランティアグループ「つくるもの」と連携し、持続可能な事業展開の仕組みづくりを進めました。
- 就労支援では、相談者の自立を図るため就労支援を積極的に行うために、ハローワークへの同行訪問や生活保護等就労支援事業（A 票）の活用、八尾市パーソナルサポートセンターと協働しました。
- 大阪府社協「コロナ貸付フォローアップ支援事業」と連携し、コロナ貸付を利用した相談者の継続的な支援を行いました。



■計画見直し作業で出された意見など

- 相談支援機関アンケートでは、地域福祉充実のために優先的に取り組むべき課題として、孤立した人や引きこもりの人への支援（経済的に困窮している人への支援）と回答している割合が高くなっている。（アンケート）
- 多くの市民、福祉関係者が生活困窮の支援制度が必要と考えており、具体的支援として「経済的困窮についての相談支援」「就労支援」のニーズが高い。
- 相談機関の相談業務の中で特に困難なケースとして、生活困窮により必要な医療や介護を受けていないなどが挙がり、日常生活に幅広く問題・影響が出ている。

■浮かび上がった課題など



◆重層的支援体制整備事業の推進（再掲）

重層的支援体制整備事業の推進にあたり、権利擁護センターや生活支援相談センターなど個別支援の取り組みを行う部署（断らない相談事業・参加支援）と地域支援やボランティアセンターについて（地域づくり）との連携が必要。

◆個別支援から地域支援につなげる仕組み

コミュニティワーカーとアウトリーチ支援員が連携し、地域の居場所（社会参加の場）への参加や地区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動につなげる必要がある。

今後の取り組み



【社協がやっていくこと・社協が皆さんといっしょにやっていきたいこと】

- 生活困窮者自立相談支援事業においては、失業や住居確保、家計管理、犯罪をした人の生活再建など、さまざまな暮らしの困りごとに対する包括的な相談を行い、関係機関と連携しながら相談者に寄り添い継続的な支援を行います。
- 一般就労が難しい方に対して、就労準備事業や中間的就労認定事業所と連携し、切れ目のない就労支援を行いうとともに、社会との「つながり」を作り、地域への参加支援を行います。
- 生活に困窮した世帯に一時的な資金貸付を行い、生活再建を支援します。さらに、福祉関係機関とのネットワークを活用し、必要な支援を行います。
- コミュニティワーカーとアウトリーチ支援員が連携し、地域の居場所（社会参加の場）への参加や地区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動につなげます。
- 社会福祉法人による「緊急レスキュー事業」や社会福祉施設連絡会の「地域貢献事業」、福祉生活相談員、地域就労支援コーディネーターと連携した支援体制を進めていきます。
- フードバンク事業においては、社会福祉法人、人権協会、企業・商店、NPO、地元の大学ボランティアグループと連携し、持続可能な事業展開を進めます。
- 大阪府社会福祉協議会「コロナ貸付フォローアップ支援事業」と連携した、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
- 住宅の確保に配慮を要する方が安心した生活が送れるよう、市や社会福祉法人、関係機関と連携して居住支援協議会（令和7年4月1日設置予定）に協力します。

活動指標（取り組みの実施状況をはかる指標）

	R3年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度	R10年度
1. 就労支援対象プランを作成した者のうち、就労開始または増収につながった者の割合（％）	—	49.4	50.0	60.0

※従来指標「相談件数に占める生活困窮者自立支援プランを作成した割合」は、コロナ禍における制度が一時的に創設されたことなどによる変動に差異があったため、内容を変更しました。

コラム 32：生活困窮者自立支援プランとは

生活に困りごとや不安を抱えている方に、相談員がどのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

その一例として、離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する「住居確保給付金」や住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供する「一時生活支援事業」などのプランを作成し、より丁寧な支援を行います。



コラム 33：家計改善支援事業とは

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

また、日本ファイナンシャルプランナーズ協会とも連携し、専門的なアドバイスを受けることもできます。



コラム 34：中間的就労とは（就労訓練事業）とは

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施します。

八尾市では、多くの社会福祉法人が地域貢献事業の一環として取り組んでいます。



▲高齢者施設での就労訓練の様子



コラム：35 フードバンク事業における企業との協定

「生活困窮」と「食品ロス」の2つの問題を関連づけ、その解決の一助として、緊急性を要する一時的な食材確保が困難な世帯に対し、地域において自立した生活が送ることが出来るように相談支援及び無償での食材等の提供による支援や子ども食堂支援を行っています。

フードバンク事業では、社会福祉法人、人権協会、企業・商店、NPO、地元の大学ボランティアグループと連携して取り組んでいます。



▲フードバンク事業における協定締結



▲学生ボランティアグループとの連携

コラム：36 住宅確保要配慮者への取り組み

全国的にも高齢化が進む中、高齢者や障がい者の方が、安心して暮らせる住環境の整備が求められています。現状では、高齢者や障がい者、子育て世帯などの方が、賃貸住宅に住み替えを希望した際に、家賃滞納や事故及び騒音等に対する不安から入居が困難な場合があります。住宅の確保に配慮を要する方が円滑に入居でき、安心した生活が送られるよう、住宅セーフティネットの構築が急務となっています。

このことから、八尾市では、行政や福祉、不動産事業者や居住支援法人などが連携して賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定を促進するため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく居住支援協議会を令和7年4月1日に設置予定です。



▲多機関・多職種が参加した合同セミナー



3-4. 災害時における支援

頻発する災害をうけて、日頃からの住民同士の関係づくりなど災害に対する関心が高まっています。本会においても地域活動を通じた平常時からの見守り活動を行っており、八尾市が行う高齢者・障がい者等の「同意者リスト」を活用した支援に連携・協力します。

また、「八尾市災害ボランティアセンター」の開設を要請されたときは、被災者・被災地復興支援のための応援対策を円滑に遂行するとともに、八尾市及び関係機関・団体・NPO等と協力しながら、被災者・被災地の一日も早い復興と地域の再生を図るために、市内外のボランティアによる救援活動を効果的・効率的に展開することを目的に設置します。



前期の成果

- ボランティアセンターは、災害時における「災害ボランティアセンター」の運営支援や被災地への普及支援活動を目的に、若い世代も参加しやすい土曜日に災害ボランティア研修会を開催しました。
- 複数の地区福祉委員会へ助成金を支出し、災害時における障がい者理解・支援の啓発に取り組みました。
- 令和5年6月に発生した台風2号による被災地（和歌山県海南市災害ボランティアセンター）に2日間に亘り災害ボランティア3名・社協職員6名で支援。R6.1月に発生した能登半島地震では、ボランティアセンターの運営支援及び災害ボランティアバスの運行を行いました。
- 民生委員児童委員協議会は、「災害時要配慮者調査」を実施し、災害時に備えて、平時からのつながりづくりに努めました。
- 社会福祉施設連絡会が市と締結している「災害時発生などにおける福祉避難所等への協力に関する協定」に基づき、事前避難対象者へのアウトリーチ支援員の同行訪問や令和5年6月の台風2号における協力（送迎や施設内での避難所開設）を行いました。その後、協力施設へのヒアリングの実施や対応マニュアルの見直し、災害時における各種研修会などを開催しました。
- 「いずみ生活協同組合」、八尾市内の「ライオンズクラブ」と災害時における協力協定を締結しました。



■ 計画見直し作業で出された意見など

- 社会福祉法人として、地域における災害対策の取り組みと連携していきたい。また、社会福祉法人が取り組んでいる災害支援活動は、土砂災害危険区域を対象としているので、その他の地域も必要になってくる。（推進委員会）
- 地域における災害支援や要支援者への理解を深め、「同意者リスト」を地域で活用できる仕組みが必要。（推進委員会・団体ヒアリング・ワークショップ）
- 土砂災害危険地区だけではなく、河川に近い地区は水害対策が必要と感じる。（ワークショップ）
- 災害時に備え、住民同士が助け合えるよう地域での防災訓練に世代問わずに参加してもらえる工夫が必要。（ワークショップ）
- 地域で取り組むべきこととして「火災予防や災害時の避難の取り組み」が上位。
- 災害時に備えて地域で取り組むこととして「地域での避難方法・場所の決定」「地域で食料等を準備」「地域での顔の見える関係づくり」「要配慮者の把握」が上位。

■浮かび上がった課題など



◆災害時における関係機関同士の連携強化

災害時における効果的な支援体制が市（危機管理・福祉・地域コミュニティ）・社協・地域で連動していない部分が見受けられ、全体的な協議の場が必要。

◆災害ボランティアの高齢化・登録者の減少

ボランティアセンターで登録している災害ボランティアが高齢化していることや登録人数が減少。

◆当事者が感じる避難所への懸念

避難所におけるコミュニケーションの図りづらさが課題となっている。また、障がいの特性により、避難所に行きづらい当事者も多く、障がいの正しい理解が必要。（団体ヒアリング）

◆小地域ネットワーク活動の推進

災害時を見据えた小地域ネットワーク活動（個別支援活動）の展開には至っていない。

今後の取り組み



【社協がやっていくこと・社協が皆さんといっしょにやっていきたいこと】

- 地域の「つながり、支え合い」を平常時から推進し、発災時の避難活動に向けた災害時要配慮者支援事業に連携・協力します。
- 発災時には市からの要請に基づき、災害ボランティアセンターの設置・運営に取り組み、被災者・被災地の復興をめざします。
- 災害ボランティアおよび災害ボランティアリーダーの養成を図るとともに、地域の支援活動に向けて、災害時の障がい者理解支援講習会などの取り組みを支援します。
- 災害時における効果的な支援体制が市（危機管理・福祉・地域コミュニティ）・社協・地域で連動していない部分がみられるため、関係機関と連携して取り組みます。
- 災害時を見据えた小地域ネットワーク活動（個別支援活動）を推進します。
- 「災害時発生などにおける福祉避難所等への協力に関する協定」が、より効果的に実施できるように推進します。
- 学生や若い世代、外国人市民などが地域活動へ参加できる仕組みづくりを検討します。また、各種講座の開催については参加しやすい日時を設定します。（再掲）

活動指標（取り組みの実施状況をはかる指標）

	R3年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度	R10年度
1. 災害ボランティア登録者数（人）	65	66	90	120



コラム 37：災害ボランティア養成講座

八尾市災害ボランティア養成講座は、いつ起こるか分からない災害に備え、「災害ボランティア活動」についての心構えや災害支援の知識を深めるとともに、災害ボランティアリーダーとしての役割や災害時に活動する上での必要な知識、手法を段階的に学び、災害ボランティアセンターの設置・運営等に活躍できる災害ボランティアの養成を図ることを目的としています。

なお、講座終了後は、ボランティアセンターに「災害ボランティア」として登録していただき、平常時においては研修会等を随時開催するなど情報提供に努め、災害ボランティアセンター設置運営訓練への参加など、さらにステップアップを図ってもらいます。



▲講座の様子

コラム 38：施設連絡会「災害時発生などにおける 福祉避難所等への協力に関する協定」について



八尾市と八尾市社会福祉協議会 社会福祉施設連絡会（以下、施設連絡会という。）では、平成 27 年に「災害時発生などにおける福祉避難所の設置等の協力に関する協定」を締結しました。本協定は、大規模災害時などに災害時要配慮者を受入れるための臨時避難所の設置・運営、緊急保育等の確保に関する協力体制を包括的に定めています。（具体的な協力内容は八尾市と 35 か所の社会福祉法人との個別協定を締結）

令和 5 年 6 月の「台風 2 号」に伴い「高齢者等避難（警戒レベル 3）」が発令された際には、事前避難対象者を安全な施設に避難してもらうために移送支援をはじめ、臨時福祉避難所を開設し受入を行いました。

【対応状況】（R5 年台風 2 号の取り組み時点）

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・事前避難受入可能施設 | 31 施設 |
| ・事前避難対象者受入れを行った施設 | 3 施設 |
| ・事前避難人数 | 5 名（うち宿泊 3 名） |

支援活動後に、施設・行政・社協の 3 者で、振り返り及び協議を行いました。

① ヒアリング（施設・社協）協力施設 11 か所

令和 5 年 6 月 27 日～7 月 5 日

② 意見交換会（施設・社協・市）

令和 5 年 7 月 21 日、8 月 30 日

③ マニュアル検討会（施設・社協・市）

令和 6 年 1 月 31 日、2 月 28 日

令和 6 年 3 月総会にて「マニュアル（改定版）」報告



▲第 1 回検討会の様子

コラム 39：ボランティアとともに被災地支援活動

近年も、「令和5年度梅雨前線及び台風2号による大雨」で被害を受けた和歌山県海南市や「令和6年能登半島地震」で被害を受けた石川県七尾市にボランティアとともに被災地支援活動を行いました。



▲被災地支援活動



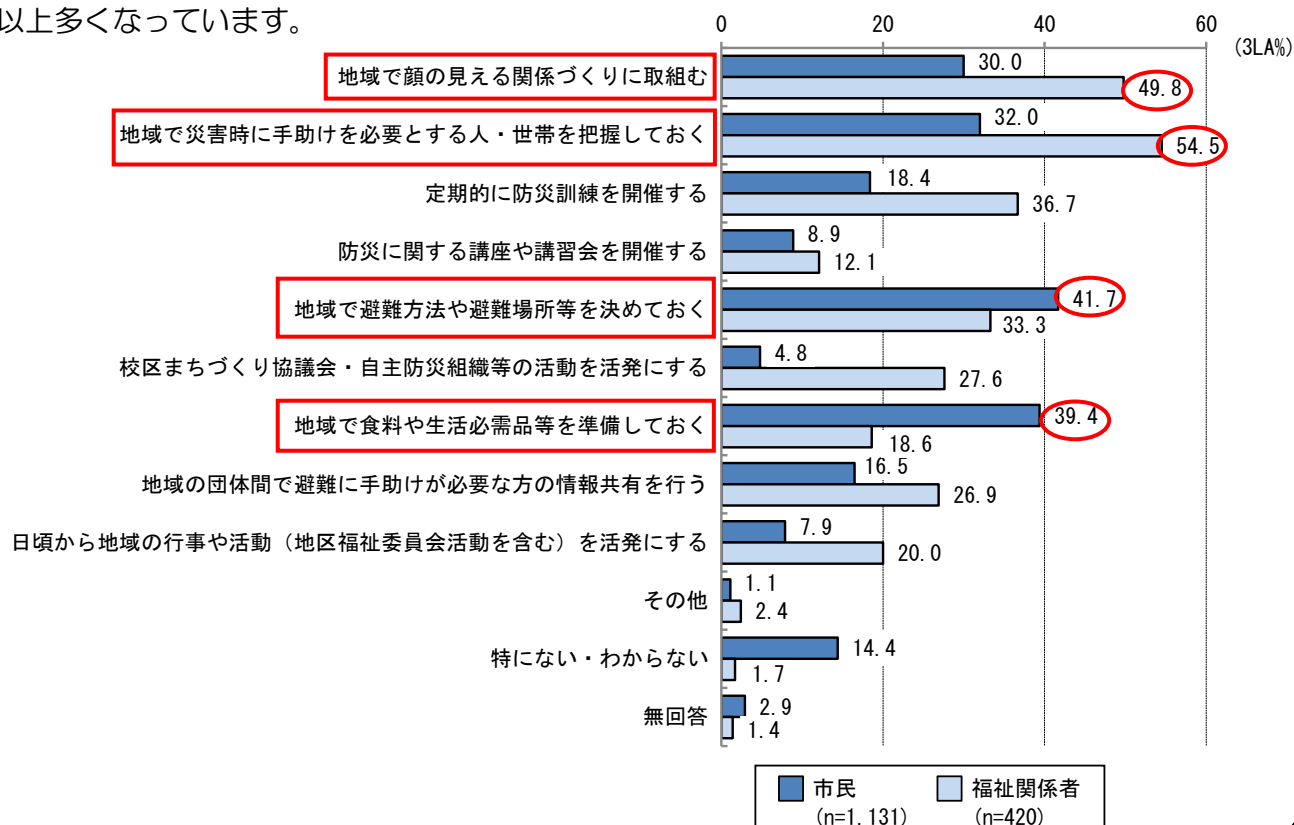
▲学生ボランティアも参加したボランティアバス

コラム 40：災害時に備えて取り組むべきこと（アンケート調査より）

市民アンケートでは、「地域で避難方法や避難場所等を決めておく」が41.7%と最も多く、次いで、「地域で食料や生活必需品等を準備しておく」が39.4%となっています。

福祉関係者では、「地域で災害時に手助けを必要とする人・世帯を把握しておく」が54.5%と最も多く、次いで、「地域で顔の見える関係づくりに取り組む」が49.8%となっています。

市民と福祉関係者を比較すると、「地域で食料や生活必需品等を準備しておく」、「地域で避難方法や避難場所等を決めておく」では市民のほうが多く、「校区まちづくり協議会・自主防災組織等の活動を活発にする」、「地域で災害時に手助けを必要とする人・世帯を把握しておく」、「地域で顔の見える関係づくりに取り組む」では、福祉関係者のほうがそれぞれ20.0ポイント以上多くなっています。



3-5. 包括的な福祉のネットワークの推進

人々の暮らしや地域のあり方が多様化する中で、複合的な課題や制度の狭間の問題を解決するため、従来の制度・分野ごとの縦割りによる支援から、包括的な支援や地域で支え合う地域福祉の推進が求められています。

そのため、市・関係機関をはじめとする多職種連携による課題解決に取り組むとともに、公的制度・サービスと地域主体の支援などをつなぎ、地域において包括的な福祉のネットワークを形成していきます。



前期の成果

- 地域ケアケース会議などに参加し、高齢者あんしんセンターをはじめ各関係機関との連携を深めました。
- 関係機関とのネットワークづくり、協議の場づくりをめざし、第2層協議体設置（長池地区・八尾第2地区）に向けた取り組みを実施しました。（再掲）
- レスキュー事業では、（紙おむつ・粉ミルク）の依頼、スマイルサポーターフォローアップ研修への協力など児童施設との連携を図りました。（再掲）



■計画見直し作業で出された意見など

- 制度の狭間の支援、金銭的な援助など生活総合相談に取り組んでいる大阪しあわせネットワーク事業と、関係団体・機関と連携を進めるべき。（推進委員会）
- 相談件数は増加傾向にあり、支援の必要性を自身で認識していない等の複合的な課題が増えている。（アンケート）
- 子育て相談（スマイルサポーター）もしているが高齢や障がいなど複合的な課題を多く含む相談内容もあり、多職種・多機関との連携することが大切。（推進委員会）
- 令和2年のコロナ禍に実施した「10万円給付金申請制度」において、2800人が未申請であった。未申請の市民を対象に行政職員が訪問したところ、申請方法が分からない、引きこもりの人など多くの課題が見えてきた。（推進委員会）
- 福祉関係者も相談機関とともに、包括的な相談支援の仕組みとして優先的に取り組むべきことでは「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」が多い。
- 複合ケース対応時の相談機関の連携についての課題では、「役割分担ができない」「情報を共有できない」「継続的な体制を構築できない」が上位。
- 関係機関や団体などが連携できていない取り組みとして「サービスや活動の開発」「サービスや活動の提供」「ニーズの把握とつなぎ」が上位。



■浮かび上がった課題など



◆重層的支援体制整備事業の推進（再掲）

重層的支援体制整備事業の推進にあたり、権利擁護センターや生活支援相談センターなど個別支援の取り組みを行う部署（断らない相談事業・参加支援）と、地域支援やボランティアセンターについて（地域づくり）との連携が必要。

今後の取り組み



【社協がやっていくこと・社協が皆さんと一緒にやっていきたいこと】

- 生活困窮者支援や権利擁護支援などさまざまな課題を抱える相談者に適切に対応するため、福祉関係者等のネットワーク（社会福祉施設連絡会）を活かした包括的な支援に取り組みます。また、市の関係部署と連携し、スムーズな支援体制に協力します。
- 関係機関による公的制度やサービスの他に、地域のさまざまな住民福祉活動など支援をつなぐことで、包括的なネットワークを推進します。
- 地域の「やってみたい」や地域の情報を共有する場（プラットフォーム）に、地域住民だけでなく地域内の団体や施設などの多様な主体の参加を促進し、ネットワークづくりを進めます。

活動指標（取り組みの実施状況をはかる指標）

	R3年度 （実績）	R5年度 （実績）	R6年度	R10年度
1. 地域の情報を共有する場 （プラットフォーム）の開催回数（回）	1	2	11	20

教授



地域共生社会を実現するために、受け手と支え手をを超えて、それぞれの役割を果たし、誰もが我がごとと捉えて、支え合える地域づくりが大切です。そのためには包括的な福祉のネットワークづくりが大切だと思います！

ヤッピー

地域福祉活動計画の中間見直しにおいて、たくさんのお声をいただきました。これからも地域のことを皆さんと一緒に考えていきたいです！



まず私たちも地域でできることから考え、地域の未来を皆さんと一緒に考えていきます！！

えだまめさん 若ごぼうさん

コラム 41：大阪しあわせネットワーク



大阪府全域の社会福祉法人が、地域のさまざまな課題に向き合い、それぞれ施設の特性や強みを活かして、地域に貢献する取り組みです。大阪府内すべての方のしあわせを支えるため、平成 27 年度から事業を展開しています。

大阪しあわせネットワークが取り組む社会貢献事業と地域貢献事業では、下記のような活動を実施しています。

総合生活相談事業

「生活困窮者レスキュー事業」

今ある制度やサービスでは補えない生活課題を抱えた方々に、福祉施設と大阪府社協の専門員が連携して支援します。生命にかかわるなど緊急支援が必要な場合は、食糧や経済的な支援も行います。



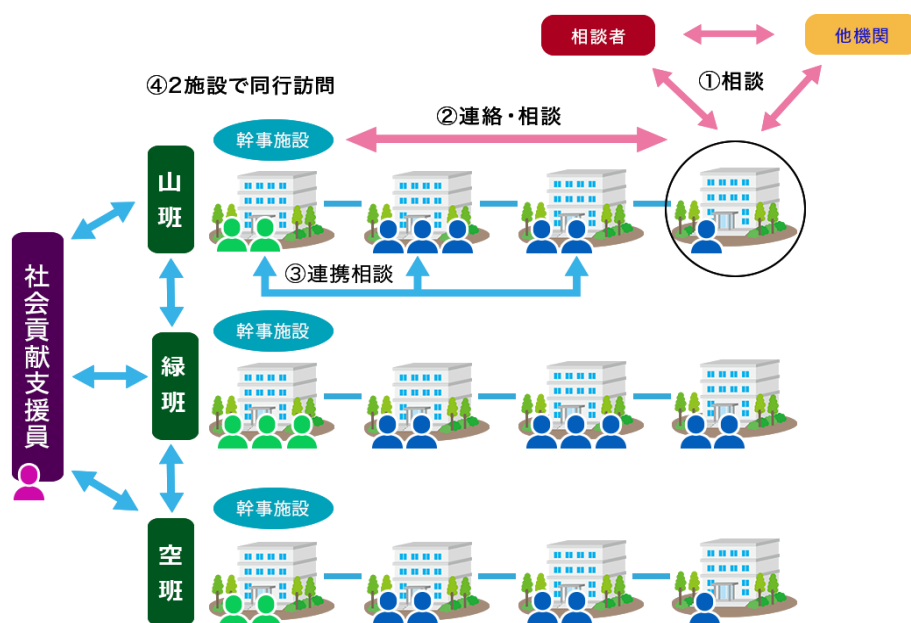
地域貢献事業



福祉施設の機能や強みを生かし、就労支援・中間的就労や学習支援、居場所づくりなど地域のニーズに応えるさまざまな事業を展開しています。

【八尾方式】

- ① 市内を3つのグループに班分け
- ② 各班に高齢・障がい・児童施設、社協担当者を配置し、複合するケースに対応できる体制
- ③ 主な連携する取り組み
「生活困窮者レスキュー事業」「中間的就労」「災害時支援活動」「居住支援法人」など



1. 本会の基盤強化

■本会の基盤強化

社会福祉協議会は社会福祉法（第 109 条）で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを地域と共に進めていくことが求められています。

また、地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力を得ながら活動することを特長とし、民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という2つの側面を併せ持った組織です。

このことから、地域福祉を推進する責務を果たすために組織を強化し、本会の各事業を改善しながら組織の基盤を強化し発展しつづける体制をつくります。

【主な取り組み】

- 理事会・評議員会の運営
- 本会会員（組織会員）の拡充
- 職場内外の研修等を通じた計画的な人材育成の取り組み
- 関係機関・団体等の運営支援や連絡調整機能の強化

■地域福祉活動の圏域設定と地区福祉委員会について

本会では、概ね小学校区単位で設けている 32 の地区福祉委員会を活動単位として、地域福祉活動に取り組んでいます。

一方で、「八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」では市内の3中学校区をもとに5つの圏域を設け施設やサービスの展開を図っていることから、圏域ごとの特性や実情に応じた課題整理やニーズ把握を行っています。

このような状況を踏まえ、引き続き、圏域における取組状況を把握しながら、地区福祉委員会単位のきめ細かい支援に取り組めます。

【圏域・小中学校区・地区福祉委員会の一覧と人口等の状況（令和3年3月末）】

圏域	中学校区	小学校区	地区福祉委員会	人口 (人)	0～14 歳 人口比 (%)	高齢化率 (%)	後期高齢化率 (%)
第 1	八尾	用和	用和	11,946	11.3	26.5	14.7
		長池	長池	10,233	13.2	28.7	15.3
	桂	桂	西郡	3,081	6.8	39.9	22.3
		北山本	北山本・高砂	5,260	8.3	37.1	21.3
	上之島	山本	山本	9,311	12.4	31.1	18.2
		上之島	上之島	7,181	11.7	30.1	15.9
第 2	龍華	龍華	龍華	10,551	13.8	26.4	13.8
		永畑	永畑	11,089	11.7	26.2	13.4
	亀井	竹渚	竹渚	4,541	9.2	31.6	15.8
		亀井	亀井・亀井小東	12,057	17.4	21	10.8
	久宝寺	久宝寺	久宝寺	11,049	12.6	30.5	17.2
		美園	美園	8,356	11.6	25.3	13.8
第 3	志紀	志紀	志紀	16,179	11.4	27.8	14.2
	大正	大正	大正南	10,328	11.7	25.5	12.6
		大正北	大正北	8,826	13.8	27.2	13.6
	曙川南	曙川	曙川	8,011	13.9	26.8	14.6
		刑部	刑部	11,319	12.8	27.9	15
		曙川東	曙川東	6,809	12.9	30.7	16.6
第 4	成法	八尾	八尾小校区第 1 ・ 八尾第 2 ・八尾第 3	12,688	12.6	26.9	14.9
		安中	安中	10,574	11.7	27.6	13.8
	曙川	南山本	南山本	10,811	12.8	27.6	15.9
		高安西	高安西	10,772	12.5	27.2	14.2
	高美	高美	高美	10,445	10.5	30.1	17.3
		高美南	高美南	5,663	10.9	30.9	16.2
第 5	高安小中学校		高安	7,730	8.2	37.4	20.6
	南高安	南高安	南高安	15,060	12.8	29	14.7
	東	東山本	東山本	8,662	10.7	29.1	16.3
		西山本	西山本	6,098	11.1	30.3	17.3
その他				237	18.6	11.4	4.6
八尾市全体				264,867	12.1	28.4	15.2

資料：八尾市

【圏域・小中学校区・地区福祉委員会の一覧と人口等の状況（令和６年３月末）】

圏域	中学校区	小学校区	地区福祉委員会	人口 (人)	0～14 歳 人口比 (%)	高齢化率 (%)	後期高齢化率 (%)
第 1	八尾	用和	用和	11,732	11.2	26.7	16.3
		長池	長池	9,979	12.7	28.5	17.2
	桂	桂	西郡	2,817	5.7	40.2	25.9
		北山本	北山本・高砂	4,990	8.1	37.1	23.6
	上之島	山本	山本	9,241	12.3	30.1	19.8
		上之島	上之島	7,026	12.1	29.3	18.0
第 2	龍華	龍華	龍華	10,522	13.3	26.2	15.6
		永畑	永畑	10,795	10.8	26.8	15.7
	亀井	竹渚	竹渚	4,433	8.9	31.0	17.7
		亀井	亀井・亀井小東	11,978	16.4	21.2	12.2
	久宝寺	久宝寺	久宝寺	10,869	12.8	29.7	18.3
		美園	美園	8,251	10.4	25.0	15.3
第 3	志紀	志紀	志紀	15,659	10.3	28.2	16.3
	大正	大正	大正南	10,102	10.5	27.4	15.1
		大正北	大正北	8,481	12.8	28.3	16.3
	曙川南	曙川	曙川	7,993	15.6	26.4	16.2
		刑部	刑部	10,772	11.6	27.9	17.3
		曙川東	曙川東	6,991	13.8	29.1	18.5
第 4	成法	八尾	八尾小校区第 1 ・ 八尾第 2 ・八尾第 3	12,870	12.5	26.6	15.9
		安中	安中	10,441	11.6	27.9	15.8
	曙川	南山本	南山本	10,571	12.4	27.6	17.3
		高安西	高安西	10,676	12.7	27.1	15.8
	高美	高美	高美	10,483	10.6	29.3	19.2
		高美南	高美南	5,475	11.0	31.2	19.1
第 5	高安小中学校		高安	7,414	8.1	38.5	23.7
	南高安	南高安	南高安	14,697	12.0	29.2	17.0
	東	東山本	東山本	8,608	10.5	28.8	18.8
		西山本	西山本	5,991	11.2	29.7	18.5
その他				217	14.3	28.4	17.2
八尾市全体				260,074	11.8	28.4	17.2

資料：八尾市

2. 計画の推進体制

活動計画の推進にあたっては、計画(Plan)・実行(Do)・点検(Check)・見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、以下の体制で進捗管理及び点検評価を行います。

■地域福祉活動計画推進委員会の設置

本活動計画の策定において、検討いただいた委員を中心に、八尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会を新たに設置し、毎年度計画の進捗状況等について、報告・点検を行い、本計画の推進を図ります。

■本会内の推進・評価体制

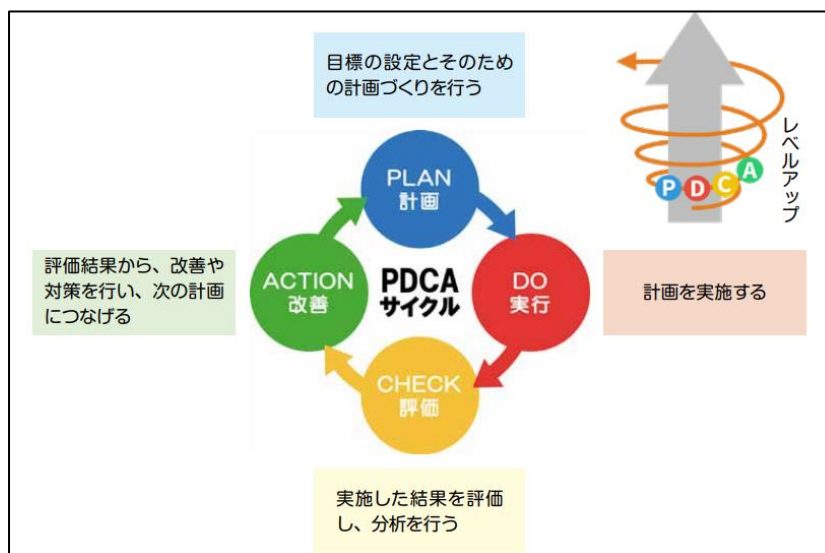
本会理事会・評議員会において毎年度ごとの事業計画および事業報告を行い、関係組織・機関との連携および評価点検体制を構築します。

■八尾市との連携

八尾市が策定している地域福祉計画との連動性を意識し、八尾市と適宜、意見交換、情報共有・検討を行いながら、本計画に関連する事業の推進にあたります。

計画の点検・評価については、計画に関連する事業の達成状況などを、計画で設定した評価指標に基づいて評価します。

また、計画期間の中間年及び最終年には、評価指標に基づく定量的な評価と、市民や担い手、地域の状況などを踏まえた定性的な評価を行い、基本目標毎に設定した「めざす姿」にどれだけ近づくことができたかを多角的、総合的な視点で評価します。



厚生労働省（2021）「令和2年度 生活衛生関係営業 営業者取組事例集」引用

資料編

1. 計画見直しの策定経過

日程	項目	内容
令和5年 7月27日(木)	令和5年度 第1回 策定・推進委員会	(1) 第4次 八尾市社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定・推進委員会」要綱について (2) 委員長、副委員長の選出について (3) 地域福祉活動計画の進捗状況について (4) 地域福祉活動計画見直し作業スケジュールについて
令和5年 8月30日(水)～ 令和6年 1月26日(金) ※別表1(P.67)	(地区福祉委員会 ヒアリング) 32 地区福祉委員会	(1) 重点的な取り組み (2) 運営について(役員会・部会の開催について、各種団体間の連携について、担い手について) (3) 活動について(財源について、活動拠点について、担い手について)
令和6年 3月19日(火)	令和5年度 第2回 策定・推進委員会	(1) 第4次八尾市地域福祉活動計画(前期)の進捗状況について ① 地域福祉活動計画における活動指標－取り組みの実施状況をはかる指針－ (2) 第4次八尾市地域福祉活動計画の中間見直しについて
6月	第1回 社協職員ワーキング	(1) 現状と課題について (2) 今後の取り組みについて
6月27日(木)	令和6年度 第1回 策定・推進委員会	(1) 第4次地域福祉活動計画の中間見直しについて ①八尾市地域福祉活動計画見直しの流れ ②地域福祉活動計画策定・推進委員での意見 ③32 地区福祉委員会ヒアリングでの意見 ④第1回社会福祉協議会職員ワーキングでの意見 ⑤第4次八尾市地域福祉活動計画見直しの骨子(案) ⑥計画見直し作業スケジュール(予定)
7月	地域・福祉関係者等の 意見把握	八尾市と共同で実施 ①市民アンケート(3,000人 無作為抽出) ②福祉関係者アンケート(地区福祉委員会、民生委員・児童委員、校区まちづくり協議会) ③相談機関アンケート(高齢者あんしんセンター、障がい者相談支援事業所)
9月	第2回 社協職員ワーキング	第4次地域福祉活動計画中間見直しにおける、八尾市地域福祉に関するアンケート調査結果を踏まえた現状と課題について
9月18日(水)	令和6年度 第2回 策定・推進委員会	(1) 第4次地域福祉活動計画の中間見直し(案)について ①地域福祉活動計画策定・推進委員会の意見 ②32 地区福祉委員会ヒアリングでの意見 ③モデル地区ワークショップ(2地区)での意見 ④八尾市地域福祉に関するアンケート調査結果での意見 ⑤計画見直し作業スケジュール(予定)
11月25日(月)	(団体ヒアリング) ボランティア連絡会	(1) 現在の活動について (2) 活動上の課題や工夫について (3) 今後の取り組みについて
12月2日(月)	(団体ヒアリング) 八尾市介護者(家族)の会	(1) 現在の活動について (2) 活動上の課題や工夫について (3) 今後の取り組みについて

日程	項目	内容
12月5日(木)	(団体ヒアリング) 八尾市聾者福祉会	(1) 現在の活動について (2) 活動上の課題や工夫について (3) 今後の取り組みについて
12月10日(火)	(団体ヒアリング) ・八尾市身体障害者福祉会 ・八尾視覚障がい者福祉協会	(1) 現在の活動について (2) 活動上の課題や工夫について (3) 今後の取り組みについて
12月11日(水)	(団体ヒアリング) 八尾市肢体不自由児者父母の会	(1) 現在の活動について (2) 活動上の課題や工夫について (3) 今後の取り組みについて
12月11日(水)	(団体ヒアリング) コワーキングスペース Nuts	(1) 現在の活動について (2) 活動上の課題や工夫について (3) 今後の取り組みについて
12月12日(木)	(団体ヒアリング) 八尾市民生委員児童委員協議会	(1) 現在の活動について (2) 活動上の課題や工夫について (3) 今後の取り組みについて
12月16日(月)	(団体ヒアリング) コミュニティナース	(1) 現在の活動について (2) 活動上の課題や工夫について (3) 今後の取り組みについて
12月17日(火)	(団体ヒアリング) 発達障がいの会・八尾	(1) 現在の活動について (2) 活動上の課題や工夫について (3) 今後の取り組みについて
12月20日(金)	(団体ヒアリング) ひとり暮らし老人の会連絡会	(1) 現在の活動について (2) 活動上の課題や工夫について (3) 今後の取り組みについて
令和7年 1月14日(火)	(団体ヒアリング) 社会福祉施設連絡会	(1) 現在の活動について (2) 活動上の課題や工夫について (3) 今後の取り組みについて
1月17日(金)	第3回 社協職員ワーキング	第4次地域福祉活動計画中間見直し(素案)に対する照会
1月31日(金)	令和6年度 第3回 策定・推進委員会	(1) 第4次地域福祉活動計画中間見直し(素案)について
2月7日(金)～ 2月21日(金)	第4次八尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画中間見直し 素案に対するパブリックコメント(意見公募)の実施	八尾市社会福祉会館窓口等で配架 八尾市社会福祉協議会ホームページで記載

※見直しの策定にあたっては、第4次地域福祉計画との一体的推進のため、八尾市とも随時意見交換を行いました。

別表1 地区福祉委員会ヒアリング

地区福祉委員会（32 地区）から、日頃の活動を行う上での困りごと、地域の課題、諸団体との連携、地域の福祉ニーズ、今後の地域福祉の推進に関する意見を把握することを目的にヒアリングを実施しました。

ヒアリング内容

①重点的な取り組み

②運営について（役員会・部会の開催について、各種団体間の連携について、担い手について）

③活動について（財源について、活動拠点について、担い手について）

	地区福祉委員会	日程	場所	人数
1	安中地区福祉委員会	令和5年8月30日（水）	東郷自治会館	3名
2	大正南地区福祉委員会	令和5年9月4日（月）	大正コミュニティセンター	4名
3	南高安地区福祉委員会	令和5年9月6日（水）	南高安コミュニティセンター	5名
4	曙川地区福祉委員会	令和5年9月 9日（土）	曙川コミュニティセンター	5名
5	志紀地区福祉委員会	令和5年9月12日（火）	地区福祉委員長宅	2名
6	高美地区福祉委員会	令和5年9月13日（水）	高美地区集会所	4名
7	美園地区福祉委員会	令和5年9月20日（水）	社会福祉会館	3名
8	亀井小東地区福祉委員会	令和5年9月22日（金）	龍華コミュニティセンター	9名
9	山本地区福祉委員会	令和5年9月25日（月）	堤町集会所	3名
10	久宝寺地区福祉委員会	令和5年10月2日（月）	久宝寺コミュニティセンター	6名
11	大正北地区福祉委員会	令和5年10月16日（月）	大正小学校プレイルーム	14名
12	龍華地区福祉委員会	令和5年10月18日（水）	龍華コミュニティセンター	2名
13	亀井地区福祉委員会	令和5年10月20日（金）	亀井小学校区集会所	4名
14	八尾小校区第1地区福祉委員会	令和5年10月20日（金）	東郷自治会館	15名
15	永畑地区福祉委員会	令和5年10月25日（水）	社会福祉会館	2名
16	曙川東地区福祉委員会	令和5年10月29日（日）	曙川東小学校	7名
17	西山本地区福祉委員会	令和5年11月8日（水）	西山本町公民館	2名
18	高安西地区福祉委員会	令和5年11月12日（日）	高安西地区集会所	2名
19	八尾第2地区福祉委員会	令和5年11月13日（月）	西郷会館	12名
20	北山本地区福祉委員会	令和5年11月16日（木）	福万寺公民館	2名
21	竹淵地区福祉委員会	令和5年11月21日（火）	竹淵コミュニティセンター	5名
22	刑部地区福祉委員会	令和5年12月11日（月）	刑部地区集会所	7名
23	高美南地区福祉委員会	令和5年12月12日（火）	安中人権コミュニティセンター	3名
24	西郡地区福祉委員会	令和5年12月20日（水）	桂人権コミュニティセンター	4名
25	南山本地区福祉委員会	令和5年12月2日（土）	南山本地区集会所	4名

26	用和地区福祉委員会	令和5年12月3日（日）	用和小学校区集会所	3名
27	東山本地区福祉委員会	令和6年1月16日（火）	東山本小学校集会所	2名
28	高砂地区福祉委員会	令和6年1月17日（水）	高砂住宅集会所	7名
29	八尾第3地区福祉委員会	令和6年1月18日（木）	社会福祉会館	3名
30	高安地区福祉委員会	令和6年1月19日（金）	高安コミュニティセンター	7名
31	長池地区福祉委員会	令和6年1月22日（月）	緑ヶ丘コミュニティセンター	7名
32	上之島地区福祉委員会	令和6年1月26日（金）	上之島小学校集会室	5名

別表2 モデル地区ワークショップ（8地区）

モデル地区（8地区）において、地域での住民福祉活動や地域でのくらしの課題、福祉に関する施策等について、直接地域住民の声をお聞きすることを目的にワークショップを実施しました。

テーマ「5年後、10年後の〇〇地域を考える」

①地域の魅力について②困りごとについて③こんなことあったらいいな

	開催地区	日程	開催場所	参加人数	主な地域特徴	参画機関
1	八尾第2地区	令和6年 6月18日(火)	本六北会館	20名	・高齢化率（平均）26.6% ・年少人口（平均）12.5% ・商業施設有、主要駅近	・八尾市高齢介護課 ・高齢者あんしんセンター長生園
2	長池地区	令和6年 8月9日(金)	緑ヶ丘コミュニティセンター	35名	・高齢化率（平均）28.5% ・年少人口（平均）12.7% ・住宅地多、商業施設有	・八尾市高齢介護課、地域共生推進課 ・高齢者あんしんセンター萱振苑
3	亀井地区	令和6年 9月26日(木)	亀井福祉会館	16名	・高齢化（低） 21.2% ・年少人口（高） 16.4% ・大阪市隣接、中央幹線道路	・八尾市地域共生推進課、竹洲出張所 ・高齢者あんしんセンターホーム太子堂
4	高砂地区	令和6年 10月16日(水)	高砂住宅集会所	30名	・高齢化率（高） 37.1% ・年少人口（低） 8.1% ・公営住宅有	・八尾市地域共生推進課 ・高齢者あんしんセンタースローライフ北
5	西郡地区	令和6年 11月9日(土)	桂人権コミュニティセンター	35名	・高齢化率（高） 40.2% ・年少人口（低） 5.7% ・公営住宅有	・八尾市西郡出張所、桂人権コミュニティセンター ・高齢者あんしんセンタースローライフ北
6	南高安地区	令和6年 11月24日(日)	南高安コミュニティセンター	21名	・高齢化率（平均） 29.2% ・年少人口（平均） 12.0% ・山間部	・八尾市南高安出張所 ・高齢者あんしんセンター信貴の里
7	高美地区	令和6年 11月28日(木)	高美小学校区集会所	32名	・高齢化率（平均） 29.3% ・年少人口（平均） 10.6% ・市の中央に位置 幹線道路に店舗 住宅地多い	・八尾市地域共生推進課、安中人権コミュニティセンター ・高齢者あんしんセンター成法苑
8	大正北地区	令和6年 12月7日(土)	大正北小学校プレイルーム	26名	・高齢化率（平均） 28.3% ・年少人口（平均） 12.8% ・八尾空港、事業所多、メトロ駅	・八尾市大正北小学校 ・高齢者あんしんセンターあおぞら

※高齢化率は65歳以上が占める割合。なお、市平均と比較して±3ポイントで比較しました。

（市高齢化率 28.37%：令和6年3月31日付 八尾市住民基本台帳人口参照）

※年少人口は0～14歳の人数。なお、市平均と比較して±3ポイントで比較しました。

（市年少人口 11.80%：令和6年3月31日付 八尾市住民基本台帳人口参照）

※高砂地区は北山本小学校区として、亀井地区は亀井小学校区として、八尾第2地区は八尾小学校区として集計しました。

別表3 団体ヒアリング（12 団体）

福祉分野で活動する各種団体・機関（12 団体）から、日頃の活動を行う上での困りごと、地域の課題、諸団体との連携、地域の福祉ニーズ、今後の地域福祉の推進に関する意見を把握することを目的にヒアリングを実施しました。

ヒアリング内容

① 現在の活動について ②活動上の課題や工夫について ③今後の取り組みについて

	団体	日程	場所	人数
1	八尾市ボランティア連絡会	令和6年11月25日（月）	サポートやお	4名
2	八尾市介護者（家族）の会	令和6年12月2日（月）	社会福祉会館	6名
3	八尾市障害者団体連合会（1） ・八尾市聾者福祉会	令和6年12月5日（木）	社会福祉会館	2名
4	八尾市障害者団体連合会（2） ・八尾市身体障害者福祉会	令和6年12月10日（火）	社会福祉会館	4名
5	・八尾視覚障がい者福祉協会			
6	コワーキングスペースNuts	令和6年12月11日（水）	コワーキングスペースNuts	1名
7	八尾市障害者団体連合会（3） ・八尾市障がい児者問題協議会 （八尾市肢体不自由児者父母の会）	令和6年12月11日（水）	社会福祉会館	3名
8	八尾市民生委員児童委員協議会	令和6年12月12日（木）	社会福祉会館	2名
9	コミュニティナース八尾	令和6年12月16日（月）	おむすびスタンド むすんでにぎって	1名
10	八尾市障害者団体連合会（4） ・八尾市障がい児者問題協議会 （発達障がいの会・八尾）	令和6年12月17日（火）	社会福祉会館	3名
11	八尾市ひとり暮らし老人の会連絡会	令和6年12月20日（金）	社会福祉会館	4名
12	社会福祉施設連絡会	令和7年 1月14日（火）	社会福祉会館	9名

2. 八尾市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定・推進委員会要綱

（設置）

第1条 八尾市社会福祉協議会 地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定・見直し・進捗状況を点検するにあたり、市民等から意見を求め、幅広い観点からの検討を行うために八尾市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、活動計画の策定・見直し・進捗状況の点検に関し、八尾市社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）の求めに応じて意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員会は、20名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他社協会長が適当と認める者のうちから委嘱するものとする。

（任期）

第4条 委員の任期は、令和5年7月27日から3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（委員報酬）

第7条 委員会における委員報酬は、別表のとおりとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1. この要綱は、令和5年7月27日から施行する。
2. 令和2年4月1日に定めた八尾市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会要綱は廃止する。

3. 八尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会委員名簿

(令和5年7月27日～令和7年3月31日)

役 職	名 前	所 属
委員長	上野山 裕士	学識経験者 (摂南大学 現代社会学部 講師)
副委員長	中野 照子	八尾市地区福祉委員長連絡協議会 会計
委 員	長井 清 (令和5年7月27日～)	八尾市自治振興委員会 会計監査
	福平 武 (令和6年6月27日～)	八尾市自治振興委員会 会長
委 員	西川 典子	八尾市民生委員児童委員協議会 副会長
委 員	村尾 佳代子	八尾市青少年育成連絡協議会 会長
委 員	中浜 多美江	八尾市女性団体連合会 事務局長
委 員	石本 純子	八尾市母子寡婦福祉会 会長
委 員	林 洋雄	八尾市高齢クラブ連合会 会長
委 員	辻田 保子	八尾市ボランティア連絡会 会長
委 員	朴 洋幸	八尾市人権協会 事務局長
委 員	木本 敏行	八尾市障害者団体連合会 副会長
委 員	三好 隆夫 (令和6年6月27日～)	社会福祉施設連絡会 副会長(高齢)
委 員	佐分 佐知枝(令和6年6月27日～)	社会福祉施設連絡会 幹事(障がい)
委 員	村井 慶二 (令和6年6月27日～)	社会福祉施設連絡会 監査(児童)
委 員	岡本 由美子(令和5年7月27日～)	八尾市健康福祉部次長兼地域共生推進課長
	徳光 史朗 (令和6年6月27日～)	八尾市健康福祉部地域共生推進課長
事務局	八尾市社会福祉協議会	

4. 用語解説

英数字



8050問題

「8050（はちまる・ごうまる）問題」とは、80代の親と無職やひきこもり状態の50代の子が同一世帯で生活していることで、顕在化している生活課題をいいます。

NPO（nonprofit organization）

民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における民間の営利を目的としない社会活動団体のこと。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

ICT（Information and Communication Technology）

“Information & Communication Technology（情報通信技術）”の略称で、パソコンやスマートフォンを活用したコミュニケーションによる情報や知識の共有を図るための情報通信技術のこと。

SDGs（持続可能な開発目標）

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択され世界の開発目標です。地球上の「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、「貧困をなくそう」や「すべての人に健康と福祉を」、「住み続けられるまちづくりを」など17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SNS（Social Networking Service）

登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。X(旧 Twitter)、Facebook、LINE、Instagramなどが知られています。

あ行

アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

悪質商法

一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法または不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

家計改善支援事業

家計管理に関する相談、債務整理、必要に応じて貸付制度の紹介等を行う事業です。

居住支援

居住支援法人と連携し、住居を失った方（失う恐れの高い方）または、身寄りのない方などの居住確保を行う支援です。

権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利の代弁、弁護を行い、その人が安心して生活できるよう支援することをいいます。

校区まちづくり協議会

議論の場又は対話の場では出された地域における社会的な課題の解決を図り、地域のまちづくりを推進する組織のこと。八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 10 条の 2 に基づき、平成 24 年から市内 28 の各小学校区において設立されています。

高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、健康・福祉・介護などの職員が相談や支援を行う機関のこと。本計画においては、地域の皆さんにより親しみやすく、身近に感じてもらえるように定めた愛称「高齢者あんしんセンター」と記載しています。

コミュニティワーカー（C o W）

小地域ネットワーク活動などの住民による地域福祉活動がより活発になるように側面から支援するとともに、個人への相談対応や必要な支援につなぐ社協職員のことです。

コミュニティーソーシャルワーカー（C S W）

制度の狭間の生活困窮など様々な生活課題を抱える人々に対する相談支援等のため、社会福祉法人（福祉施設）が配置する総合生活相談員のことです。

地域において複合・複雑化した課題や、福祉制度やサービスにあてはまらない課題を抱えた方の相談に、分野にかかわらず対応をしています。また、地域の方々や関係機関・団体の方々と共に、地域福祉活動のネットワークづくりや、自分らしく安心して生活を送るための基盤づくりに取り組みます。

災害時要配慮者

災害時要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々をいいます。具体的には、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人市民等防災施策において特に配慮を要する人をいいます。

災害ボランティアセンター

災害時に、ボランティア活動を行おうとする人の受入れや、ボランティア活動の調整を行うための拠点です。八尾市では、八尾市社会福祉協議会が大阪府社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターを設置・運営します。

市民後見人

一般市民による成年後見人であり、認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分となった方に対し、同じ地域に住む住民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護サービスなどの契約を行います。

市民後見人バンク登録者

所定の市民後見人養成講座（オリエンテーション、基礎講習、実務講習）を修了し、市民後見人バンクに登録した人をいいます。

社会福祉施設連絡会

社会福祉施設による地域貢献を目的として、平成 24 年に市内の社会福祉法人により設立されました。平成 26 年には八尾市と災害時の協力に関する協定を締結しています。今後は「オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業～大阪しあわせネットワーク～」の身近な相談窓口としての役割も務めます。

障がい者相談支援事業所

障がい児者及び保護者の方からの相談に応じ、情報提供を行い、また障害福祉サービス利用のための援助を行う事業所のことです。

小地域ネットワーク活動

高齢者や障がい者、子育て中の親子などで社会的に援助を必要とする人々が、地域で孤立せずに安心して生活し続けることを目的とした活動です。地区福祉委員会を中心に、要援護者への個別見守り・声かけ活動（個別援助活動）、グループでの会食会、いきいきサロン、子育てサロン、世代間交流など（グループ援助活動）を行っています。

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス（COVID-19）は、コロナウイルスの一つで、発熱や咳などの呼吸器症状などの症状を伴うもので、主に発症したヒトからヒトへの飛沫感染や接触感染により感染人から人への感染することがわかっています。

令和元年（2019年）11月に発生が初めて確認され、その後、新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的流行（パンデミック）を引き起こしました。外出禁止などの厳しい行動制限措置が取られる国もあり、人々の行動様式や生活習慣にも大きな影響を与え、日本をはじめ世界経済全体に波及し、混乱を引き起こしました。

生活支援コーディネーター（SC）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域における一体的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、地域の実情に応じた地域資源の開発や活用、多様な取り組みを行う主体間の連携強化や、関係者間の調整や支援などを行う者です。その他、高齢者の社会参加を促進するため、担い手の養成なども行います。

生活困窮者自立支援法

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成 27 年4月1日に施行されました。同法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人の相談に応じ、専門の支援員が対象者一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、寄り添いながら支援を行います。八尾市では生活支援相談センターが相談窓口となっています。

成年後見制度

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などで判断能力が不十分な人が、財産管理（契約締結・費用支払いなど）や身上監護（施設や介護の選択など）についての契約・遺産分割などの法的行為を行うのが困難な場合などに、それらの人々の権利を守るための制度です。

た行

地区福祉委員会

地区福祉委員会とは、社会福祉協議会を構成する基本的な組織であり、住民一人ひとりが福祉活動に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。各地区の自治振興委員会、赤十字奉仕団、赤十字奉仕団婦人部、高齢クラブ、地区女性会、PTA、子ども会育成会、保護司会、更生保護女性会などの地域団体や民生委員・児童委員などで構成される住民組織です。

概ね小学校区を単位とし、現在八尾市内の 32 地区に設置されており、社会福祉協議会と連携しながら、福祉のまちづくりのため、それぞれの地域の特性に応じた活動を推進しています。

地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるように、互いに助け合い、支え合うような関係づくりを進めるため、住民、地域の関係団体等と行政が協

働いて進めていくための計画です。八尾市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に地域福祉を推進します。

中間的就労

働きたいのに働けないすべての人の就労をサポートします。直ちに一般就労を目指すことが困難な生活困窮者に対して、支援付き就労機会の提供等を行います。

同意者リスト

災害時の避難支援に備え、平常時から見守り活動などを行うために、避難支援等関係者へ個人情報を提供することについての同意が確認できた人のリストのことです。

な行

日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用などについて、自己の判断で適切に行うことが困難な人で、しかも援助の契約内容については認識しうる能力を持っている人を対象に、社会福祉協議会が実施主体となって、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理を行う事業です。

は行

ひきこもり

厚生労働省により「さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交流など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態」と定義されています。

ふれあい喫茶（ふれあい喫茶型サロン）

地域のコミュニティセンターや地区集会所、マンションの集会室や自宅など身近な場所で、地域ボランティアが簡単な飲み物などを提供することで、地域住民が気軽に集い、交流することで、地域のつながりを生み出すことを目的とした活動です。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が十分でない人の保護・支援を行うことをいいます。

ま行

民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援に結びつくよう行政

機関との橋渡しを行うボランティアで、厚生労働大臣から委嘱されています。要援護者に対する見守りや相談、情報提供など個別の援助活動はもちろんのこと、要援護者の生活環境の改善や生活支援のネットワーク、そのための機関との連携など地域福祉の推進に向けた活動の担い手です。

民生委員児童委員協議会

民生委員法に定められた民生委員協議会と、児童委員の活動要領に示された児童委員協議会を合わせて、民生委員児童委員協議会（略称「民児協（みんじきょう）」）といます。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいいます。

ら行

ライフステージ

人間の一生におけるそれぞれの段階のことをいいます。「健康日本 21 八尾計画及び八尾市食育推進計画」では、ライフステージを、乳幼児期（0～5歳）、少年期（6～15歳）、青年期（16～24歳）、壮年期（25～44歳）、中年期（45～64歳）、高齢期（65歳以上）の6つの段階に設定しています。



社会福祉法人八尾市社会福祉協議会
第4次地域福祉活動計画（改訂版）
令和7年（2025年）3月 発行

社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会
〒581-0003 八尾市本町二丁目4番10号
電 話：072-991-1161
FAX：072-924-0974
e-mail：yaosyakyo@forest.ocn.ne.jp
八尾市社会福祉協議会ホームページ：
<https://yaosyakyo.or.jp/>